

平成29年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年3月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年3月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 寿子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	公文 博章
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	渡辺 公平

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目            な し

議 事 日 程                        議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成29年 3月 6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問



議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

6番、松浦隆起君の発言を許します。

6番（松浦隆起君）

おはようございます。6番、松浦隆起でございます。通告に従いまして3点にわたり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

町長と私たち議会の任期も、この10月に迫ってまいりまして、定例会もこの3月定例会も含め、あと3回になりました。先の12月定例会におきましては、町長の政治姿勢と公約の進捗状況について、ということで公約の達成状況等についてお伺いをさせていただきました。

その中で、総合計画の先に行政の長として、こういった町の姿を思い描いておられるのかという問いかけをさせていただきました。そういった前回の御答弁も踏まえまして、さらにお聞きをさせていただきたいと思います。またあわせて、総合計画の進捗状況等もお聞きをさせていただきたいと思います。

今定例会において、審議する当初予算が、町長と私たちにとっても任期中において最後の当初予算になるわけで、その意味からも、いよいよ4年の任期の総仕上げの時期に入ってきており、再度、町長には振り返っての総括もお伺いできればと思っております。

そこで、まず総合計画についてお伺いをしたいと思います。この総合計画については、前回の定例会においてもお話をしましたが、町長の公約の1つであり、非常に力を入れて取り組んだものの1つだと思います。26年度から27年度にかけて、町民の多くの皆さんの声を生かしてつくり上げ、28年度より10年間の総合計画がスタートをし、この3月でその1年目を終わろうとしております。

私も、総合計画審議会の1人として審議会に出席をさせていただいております。ことしに入り、1月19日に審議会が開かれ、事業実施10年スケジュールというものをもとに、事業スケジュールの確認

や進捗状況の報告等が行われました。総合計画の策定中の審議会でも出された意見の中で、立てた計画がしっかりと実施をされているのか、進捗状況のチェックをすることが大事だという意見があり、審議会においても報告を受けるということになっております。

ただ、事業数が390、400近くになっておりまして、その一つ一つを確認をしていくのは大変な作業になると思います。実質的な進捗状況の管理は、原課とチーム佐川推進課がしっかりと行っていかなければならないと思っております。各事業は、当然各課の担当の方が行っていくわけですから、その管理も担当の方と課長が行っていくとなると思います。全体的なスケジュール感と総合計画、全体の進捗状況の管理からいえば、もう一段上のチェックをする体制も必要ではないかというふうに思っておりますが、そこでまず、この点について、現状はどのようになっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。松浦議員のおっしゃるように、立てた計画をしっかりと実行していくこと、実行した内容が計画どおりに予定どおりに進んでいるのか、それをしっかりとチェックをして、改善すべきところを改善をしていくと。いわゆるPDCAサイクルをしっかりと回していくということが大切になります。

今年度が、新しい総合計画に基づくまちづくりの初年度でありました。一番大切なのは、年度当初の予算にしっかりと意識をして盛り込むこと。また、今、各課で1年間の計画、事業ごとの進捗のスケジュールを私に報告をするように、そのように管理をしております。年度当初の予算にしっかりと盛り込み、進捗管理のスケジュールをしっかりと年度当初に出して、それを共有した上で、課ごとに、また係ごとに、しっかりとその事業ごとに管理をしていくと。そのことを毎月毎月の、私に対する各課の報告の中で進捗管理をしていくと。遅れているものに関しては、改善をしたスケジュールを出させるということで、管理を1年間してきました。

まだまだ物足りない部分がありますけども、年度当初にしっかりと予算というお金の部分で把握をする、また3月末にスケジュール、タイムスケジュールの上で事業の中身をしっかりと把握する、それを共有した中で、同じ方向を向いて進めていく、このことが大切だ

と思っております。

来年度に向けましては、今年度1年間進めてまいりましたので、さらにそれを改善をして、しっかりと進捗管理を行える役場でありたいと、そのように思っております。以上です。

#### 6番（松浦隆起君）

毎月、そして予算前というお話がありました。では、次に進みたいと思いますが、それに関連したお話に移っていきたいと思いがすが。

今回、策定をされましたこの総合計画は、前回までの総合計画とは全体の構成が少し違ってきておりますので、基本構想、基本計画、実施計画というわかりやすい形ではなくて、少しわかりづらいように個人的には思っております。通常、総合計画は、10年間のまちづくりの方針を示す基本構想、それからその構想を受けて約5年間の行政計画を示す基本計画、それから3年間の具体的施策を示す実施計画、大体こういう形が今までどこの自治体も行っている多いところであります。その中で、中間で見直しを行うのは、主に基本計画それから実施計画と。基本構想の見直しは行わないというのが、各自治体で行われている形でございます。

今、町長のお話とも関連をしますが、いわゆるローリング方式というものが実施計画を立てている自治体で多く、今、取り扱われておられる方式であります。このローリング方式というのは、今の町長のお話にもありましたが、基本計画に対し実施計画が合っているか、そういう確認、点検、見直しを行うもので、財政状況やそれから社会情勢の変化、そういうものも考慮するものであります。自治体によっては毎年、今、町長からは毎年また月ごとというお話もありましたが、進捗状況を把握をし、成果の評価を実施をする、それから実施計画の見直しを行っていくと。また、予算編成前に、例えば市であれば市長、町であれば町長、町長ローリング、市長ローリングというもの、それから部局長のローリングというものを行って、本町で言う審議会を経て事業の調整を行っているという自治体もございませう。

冒頭でお話しをしましたように、審議会でもいただいたこの事業実施10年スケジュールは、文字どおり10年のスケジュールであります。これはこれで必要なものであります。ただ、先ほど申し上げましたように、10年の間には財政状況の変化や取り巻く社会情勢の変

化などが考えられます。その視点からいけば、この短いスパンでの進捗状況の把握と、それから計画の見直しというものも必要であろうかと思えます。先ほど、町長からお話しの中にも若干その関係するお話もありましたが、改めて、この点についてどのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員がおっしゃいますように、10年間の計画を出しておりますが、その10年間の実施内容がそのままいくというふうには私も思っておりません。基本的には、まず身近な2年、3年をしっかりとどのようにしていくかということ意識をしてやっていく必要があるというふうに思っております。

その中で、基本的には今、役場の中では毎月毎月チェックをします。1年ごとに予算を組むときと、年度当初の事業開始のときのスケジュール管理と。スケジュールの組み立てということをやっておりますが、まず計画をしっかりと深く考えてつくり上げるっていうのがすごく大事だと思っております。その上で、1年1年の、しっかり事業計画を深く考えて、考えたものをしっかりと実施に移していくということが大切になります。その中で、当面は、2～3年の青写真というものは、かなり決まっている部分がありますので、その事業の進捗管理、実施管理をしっかりとしていくと。その中で、もし、4年先、5年先、7年先、8年先に考えている内容に修正したほうがいいのかと思われる内容が出ましたら、もちろん審議会でも御説明をさせていただいて方向修正をしていくということは必要だと思っております。

ただ、10年間かけて、行政報告でも話をさせていただきましたが、「チームさかわ まじめに、おもしろく。」住民の皆さんと一緒に、力を合わせて、自分ごとの幸せなまちづくりを行っていくと。一つのチームとしてまとまって助け合って、同じ方向を向いて幸せなまちづくりを行っていく。ここの大きな柱は10年間変えずに行っていくと。それ以外の実施の事業に関してはチェックをしながら必要に応じて変えていく、修正をしていく。そのときにはしっかりと審議会にも報告をさせていただいて、取り組みを御理解いただくと。そういう進め方をしていきたいと考えております。以上です。

6番（松浦隆起君）

なぜ、こういうお話をしているかといいますと、先ほどちらっと

言いましたが、10年間の基本構想、それから基本計画の5年、で3年間の実施計画と。ある一定きちっとその計画の中で、そういうたてりが出て、見直しを行っていくという形が、表だっちは出てないので、町長今お話があったように、きちっとそういうルール化をして、毎月ある一定報告を受けて、毎年ごとにローリングをきちっとして、その方向性、かじ取りを決めていくということをきちっと、ある意味ルール化の部分をするべきではないかという意味も込めてちょっとお聞きをいたしました。

もう1点お聞きをしたいと思いますが、この今回の総合計画は、本冊と別冊という2冊構成になっております。今回の総合計画に示されている佐川町の目指す未来像は、まじめに、おもしろい、佐川町で、いわゆるコンセプトは「チームさかわ まじめに、おもしろく。」というものであります。町民の方にお配りしている別冊については、まじめに、おもしろい、佐川町をつくっていくための町民の方へのガイドブック的存在ではないかというふうに、私は理解をしております。ただ、町民の方が見る総合計画は、主にこの別冊になりますので、先の定例会でもお話しをしましたが、町民の方からは、ちょっとどのような町、どのような計画なのかがちょっとわかりにくいという声でありますとか、全てが総花的ではないかという声もお聞きをしております。

前回、町長からも、少し曖昧かもしれないという御答弁もありました。ただ、町長も言われておりましたが、この別冊に書かれていることを、住民の皆さんが主体的にじっくりと取り組んでいただくと、幸せな町ができますよということであります。

この別冊には、佐川の未来の楽しみ方として25の項目が掲載をされております。総合計画である以上は、ある意味この取り組みについても、どの程度町民の方に、この計画、「まじめに、おもしろく。」というこの別冊の中身が町民の方に浸透をして、町民の方が主体的にどれだけ取り組んでいただいているのかということ、ある意味検証する、検証というと難しい言い方になりますが、しっかり知っていく、見ていく、そういう必要もあるのではないかと思います。その取り組み度合いによっては、本体の実施計画等の絡みや町政というものにもつながってくると思いますが、この関係性、この点についてはどういうふうにしておられるのか、考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。本当の意味で、幸せな町をつくっていくっていう視点で考えるとですね、やはり、住民の皆さん一人一人が町の課題について、自分のこととして考えられるかどうか、全てをできる人っていうのは私はいないんじゃないかなあというふうに思っております。それぞれ皆さん、得意なこと、好きなこと、やってみたいこと、自分の力が発揮できることっていうのは違うと思っております。

その中で、やっぱり人ごとにならないっていうのは、長い目で見たときの、やはり一番大切な地域づくり、まちづくりだろうなあというふうに思っております。これはいろいろなところでも言われておりますし、例えばドイツの小さい町で、自治がうまくいっているところの成功事例を見ても、基本的には、どういうふうに一人一人がかかわっていくかということがすごく大切だというふうに、一応、いろいろな資料を読んで勉強させていただいておりますが、佐川町も、やはり行政と住民が一つになって、主体的にそれぞれの課題にかかわっていく、行政がやらなければいけない事業に関しては、税金という形で集めた、出していただいたお金を有意義に使っていく、使って、行政がやるべきことをやっていくと、いうこのまちづくりが大切ではないかなあというふうに思っております。

その中で、この別冊の 25 に向けてはですね、住民の皆様から、主体的にやっていただいていることもいくつかありますけども、やはり、こちらから住民の皆さんに働きかけをしていかなければ、なかなかスタートを切らない、切れないっていうものもあるというふうに思っております。

毎年、毎年、例えばことしのこと、今年度のことを言いますと、チーム佐川推進課のほうには、別冊のこのテーマで、行政から投げかけをして下支えをして、歯車が回りやすいような仕組みづくりをして後押しをする、そういう立場で行政としてもかかわっていかないといけないんだよという話をしています。

来年度に向けても、具体的に、この別冊の 25 の中で、こういうことに力を入れていこうねということは話をしておりますので、全く、行政が関知せずに、後は、住民の皆さんやってくださいっていうふうには思っておりませんので、ここの部分も一緒になってやっていく、ただ、余り行政が出過ぎることなく、住民の皆様の主体性を引

き出す役割をできるかどうかというのはすごく大切だなあというふうに思っておりますので、またぜひ議員の皆様にもお力添えをいただければと、そのように思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この中に、行政側が余り入り込んで、頭を突っ込んでということの意味ではなくて、実際に、どういうことが主体的に行われているのかということ、ある一定、先ほどの本体というか本冊の方の実施計画等では、1カ月ごとに報告を受けて1年でという、ある意味ローリング的なことでやっている。

当然そこに、町民の方が主体的に行われたことが非常に関係をして出てくる可能性もあるので、どういうことを、首を突っ込むのではなくて、どういうことが今行われていて、どういう事業につながるかもしれないということ、ある一定きちっとした形の、リストではないですけども、こういう町民主体の事業が実際、こういうことが今、出てくるということが、きちっとした形で、感覚ではなくて、担当課として管理がある一定できているかどうか、その点についてちょっとお聞きをしたので、もう一度ちょっと、担当課長でもいいですけども、お答えをいただければと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、別冊についての45の施策の中ですね、全ての各課の進捗状況を詳細にこの場でちょっと述べるのは、ちょっと時間も限られておりますので、3点ほど絞ってですね、どういう取り組みが行われているかにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、アクション1のですね、まちまるごと植物園におきましては、鉢上げの教室とかですね、町内の中学生との植栽会などを開催しまして、植物に触れる機会の充実を図っております。庭先から町内全域が植物園となるような取り組みへ発展する契機となるように期待をしておりますし、また、地域住民の皆様による牧野公園の整備も進んでおります。最近では、牧野公園に関する問い合わせも増えてきていることから、牧野公園の知名度においても向上していると感じているところでございます。

次に、2つ目としまして、アクション8のさかわ発明ラボについてですが、今年度は、牧野公園に設置するベンチづくりや、黒岩でのスプーンづくり、また子どもを対象としましたフリスビーづくり

などのワークショップを開催しております。多くの皆様の参加がありまして、つくることの楽しさを共有できたのではないかと考えております。また、レーザーカッターやデジタルミシンなど、デジタル機器の使い方を学ぶ講習会も開催しておりますし、3月からは旧の西森歯科の改修工事を行いまして、現在、文化センターに設置をしておりますさかわ発明ラボ、こちらを移転することとしております。移転後は、施設をオープンにしまして、一般の方が誰でもデジタル機器を利用できるような仕組みづくりや体制づくりなど、環境を整備していきたいと考えております。

最後に3つ目ですが、アクション22、みんなの情報発信局におきましては、今年度から、町ホームページに、さかわ まじめに、おもしろい365日と題しましたウェブページを新設しまして、町内のさまざまな出来事の記事を載せております。記事は主に、地域おこし協力隊が書いております。ものづくりに従事している地域おこし協力隊員ですが、これからは、今後はですね、町民の皆様が記者となって、より身近な出来事について発信できるような仕組みづくりにも取り組んでいきたいと考えております。

そのほか、松浦議員のおっしゃいますとおり、そのほか継続事業や新規事業など、全てを、ここで詳細説明はできませんが、町長もお答えさせていただきましたが、各課、局、また庁議におきまして事業の進捗管理を行ってございまして、総合計画に基づく事業について、責任をもって取り組んでいるところでございます。以上でございます。

#### 6番（松浦隆起君）

すみません、ちょっと聞き方が下手なのか、下手なんだと思いますが、ちょっと、思っていることとはちょっと答弁は違うんですが。しつこくなるので、これはこれでやめます。

要は、投げかけていることがどれぐらい、いろんな分野で取り組まれようとしているのかという部分なので、今、課長が言われたのは、ある意味行政が大きく、行政がもうかかっていることであって、あの中に書かれている、本当に町民の方の現場レベルのことで、あ、こんなことが起き始めているというようなことをきちっとリサーチをして、すくい上げられているかどうかという部分も含めてのちょっと質問でしたので、ちょっと聞き方が下手やったんだと思いますので、これはまた平場で直接お聞きをします。

総合計画の関連でもう1点お願いをしたいと思いますが。先ほども言いましたが、この「まじめに、おもしろく」というのが今回のキーワードになっております。が、この、「まじめに」という点は、物事に取り組む上ではある意味当然の姿であります。この「おもしろく」という点がある意味、今までとは少し違う、今までの計画とは違う点だと思います。

これは、まちづくりを楽しんでやろうという部分もあると思いますが、もう一方で、今までの概念を超えて、今までならやらなかったような発想やおもしろさ、楽しさをどんどん取り入れていくというふうに私は少し捉えておりました。そうすることによって、今まで行政に余り関心のなかった町民の方にも、おもしろそうだとすることで、どんどん参加をしていただけると、そういう人が増えるのではないかと。先ほどの別冊のあのづくりも、そういう部分ではないかというふうに思います。

また、例えに使う、ちょっと申しわけないですが、この4月から実証運行が始まるこのデマンドバスのこの名称ですが、例えばこういうものも町民の方から広く公募をしたり、町民の方が親しみやすい、行政がつけるとは思えないような、ある意味思い切った名称にするということも、この「まじめに、おもしろく」というキーワードには、本来はそういうことも含まれていいたんではないかなあというふうに思います。今からちょっと遅いかもわかりませんが、例えば、バスの愛称というか、そういうものを広く公募することもちょっと検討してもらえればなと思いますが。

こういう「まじめに、おもしろく」というキーワードが今のところ、そういうのが余り特におもしろいというところが見られないように、個人的には思っています。もっと言えば、職員の方も、今までより、ある意味もっとはじめて、飛び抜けてもいいのではないかと。総合計画の別冊は、ある意味そういう、「おもしろく」という点から、今までの発想ではないものからつくられたものだと思います。まして、アマゾン等で販売するというようなことは今まではなかったことですので、まずは職員の皆さんが「まじめに、おもしろく」つまり楽しく仕事ができているのかという点も大事な視点ではないかと思っております。この「まじめに、おもしろく」というのが実際の計画や、この実施の中で、特にこの「おもしろく」という部分が、どのように具現化をされてるのか、先ほどと一緒に少し下手な

聞き方かも知れませんが、お聞かせをいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。大変難しい質問ではあります。私自身こんな人間ですから、お前はおもしろくないなあ、お前はおもしろみのないやつだなあって、よく言われることがあります。そこはすごく反省をしております。できれば、私自身も、もう少し、あ、あいつおもしろいなあって思ってもらえるような人間になればいいなあと思って、今、鋭意努力しているところであります。

地域公共交通に関しましては、そのバス事業、この地域公共交通事業の総称も公募をしたほうがいいのかという意見もありました。最初は公募をするということも考えて進めておりましたが、審議会の中で、ぐるぐるバス、やはり佐川は小さいエリア、コンパクトなエリアの中で、バスがぐるぐるぐるぐるいろんな地域を回っていくと、いう中で、あと牧野博士のぐるぐるまきのですかね、あれをやっぱり取り入れながら、やっぱり親しみのある名前ということで、最終的にはさかわぐるぐるバスということで、これは行政だけで考えると、多分、出てこないようなかわいらしい、おもしろい名前ではないかなあというふうに思っております。

あと、走るバスの愛称につきましては、来年度になりましたら、それぞれ公募をすることにしております。ぜひ、子供たちにも、楽しい、おもしろい名前を考えていただければなあというふうに思っております。

あと行政のほうで、おもしろい取り組みということにつきましては、なかなか出づらい部分があるのが正直なところであります。ただやはり、何か今まで考えないような新しいこと、突拍子もないこと、度が過ぎない中で、チャレンジングなことということ、少し行政として取り組めればいいなあと思っておりまして、今年度、いろいろな市町村の地方創生の取り組みの事例集がありまして、それを、役場入庁3年目までの若い職員に全員に読んでもらって、読んでもらった上で、佐川町だったら何ができるかを提案をしてほしいということをお願いをしました。そしたら皆さん、3年目までの職員の皆さんは、すごくいろいろ考えて、ああおもしろいなあっていう提案をしてくれました。それに対して、答えをしてチーム佐川推進課、あと担当課の幹部の皆さんには、こういうアイデアも出てるよ、こういう考え持ってる若い職員もいるんだよっていうことを共

有をして、来年度に向けて、また庁議の中でも、その中で、これは実現性が高いなあと、これは挑戦する価値があるなあとと思うものに関しては、具体的に、どういうふうに事業化ができるのか、取り組んでいけるのかっていうことを検討していきたいなあとというふうに思っております。

なかなか一足飛びには、変わることは難しいですけども、少しずつ今取り組んでおりますので、御理解をいただければと、そのように思います。以上です。

#### 6 番（松浦隆起君）

この「まじめに、おもしろく」という、この「おもしろく」というところが、今までとは違った、「まじめに」は今までと同じ当然、行政も我々も当然まじめにやるわけで、この「おもしろく」という、ついでるところが、ある意味みそではないかと。ここを、どういうふうに、総合計画、実施計画していく中、また職員の皆さんが仕事をしていく中で、出していけるのかというところが、ある意味今回の総合計画の保守の部分ではないかなあと。そこもある意味、「おもしろく」のところを「まじめに」考えていかないと、この「まじめに、おもしろく。」という、つけたのはこれ何やったということに僕はなと思うので、あえてちょっとそういう質問をさせていただきました。

職員の方は、上から怒られても構程度にどんどんやって、ある意味、飛び抜けてやっていただけると、そこから本物が出てくることもあると思いますので、少し述べさせてもらいました。

次に移りますが。冒頭でも申し上げましたが、この総合計画というのは、町長の公約の1つでもありまして、これからのまちづくりの、取りあえずは10年間の道しるべとなるべきものと言えます。特に今、地方自治体が抱える課題は大きくて、国が地方創生を掲げて取り組んでいるように、地方自治体の将来の姿を見通す意味でも、この10年間というのは非常に大事な10年になるというふうに思っております。その意味からも、この総合計画をもとにまちづくりを行う以上は、しっかりと、先ほどからのお話をさせていただきましたが、実行性のある計画にしていくと同時に、柔軟な対応も必要になるのではないかと思います。そういった意味から、進捗状況の把握や計画の進め方についてお聞きかせをいただきました。

そこで関連をしてですが、前回、公約の進捗状況それから町長の

目指すまちづくりについてお聞きをいたしました、その点についていくつかお聞きをしたいと思います。

冒頭でお話しをしました前回の質問の折に、総合計画の先に、行政の長としてどういった町の姿を思い描いておられるのかという質問をさせていただきました。それに対して町長からは、自身の掲げられている文教のまち佐川の人づくり、それから農業を核としたまちづくり、高齢者・障害者に優しいまちづくり、子育てしやすいまちづくり、それから安心・安全なまちづくり、雇用創出・所得アップへのチャレンジ、そして、新しい、今お話しをした総合計画によるまちづくり、この7つの公約を確実に続けていくことによって、佐川町の具体的な町というのにも出てきます、というふうに言われました。

ただ、もう一方で、これは行政が主体的にやることになる部分がたくさんあると思いますが、これをやり切ったから本当に幸せな町になっているっていうふうには、私はなかなか思えないんですということも言われて、住民の皆さんが自分ごととして、自分たちでできることをやっていただくことによって、幸せなまちづくりが完成形に近づくということも言われました。

この部分で、あえて先ほど別冊の町民の方、主体的にやる部分、そこと町長の公約がマッチングしていく、ミックスしていく、その大事さが町長自身が言われているという意味も込めて先ほどちょっとお聞きをしました。

ただ、このことは、先ほどのやりとりでもわかるように、言葉にするのは簡単ですけども、なかなか実際にそれが形になっていくというのは難しい大変な部分ではないかと思います。前回もお聞きをしましたが、町長のお話からいくと、この公約の進捗具合が町長の目指す町の形に大きくかかわっていく、片方で住民力、片方で行政力、この行政の中は、町長の話では町長の公約を確実にやっていく部分と住民力という形に私は捉えているんですが。その意味からも、その公約の進み具合というのは大事だと。

また、町長は、以前、7つの公約と言われておりますが、いくつか重複している項目もありますが、これとは別に、選挙の折に6つの公約も掲げられておりました。この道の駅、今、検討されておりますが、これはこの6つのほうに確か掲げられていたと思います。前回も少し触れましたが、できれば一度この町長の公約というもの

を、整理をされたほうがいいのではないかなあというふうに個人的に思っております。

ともあれ、この公約の進捗状況が大事な部分であるというふうに思いますので、任期も残り7カ月ということで、予算編成も終わりましたので、この時点で今一度、この公約という部分の進捗状況、それから見通しについてお伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。公約は12月にもお話しをさせていただきましたが、あくまでも選挙期間中に配布をさせていただいた資料の中にしっかりと書き込んであるという内容が、最終的には私の一期目の公約ということになるというふうに思います。その意味におきましては、公約について、ほぼ予定通り進捗をしているというふうに把握をしております。以上です。

6番（松浦隆起君）

しつこく聞きませんが、この道の駅は7つの中には確か書かれてませんので、この6つというのは、リーフレット等ではなくて、町長の、確か発信されているホームページ等では出されていた、きょう僕はペーパーを持って来てませんが、打ち出していますが、その中にありましたんで、少しお聞きをしました。

今、町長から簡単に答弁がありましたんで、もう一回、もう一度後でお聞きをしたいと、答えてもらいたいと思いますが。この今回の1点目の質問では、総合計画と町長公約の進捗状況について、今お聞きをしたわけですが、特に、総合計画で言えば1年目を終えていくわけです。まだ始まったばかりと言えると思います。町長は、この10年間の総合計画を確実にやり続けることが大切だというふうに言われております。

ただ、最初にお話しをしましたように、この10月には任期を迎えるわけで、これは可能性ですが、可能性だけで言えば、計画の途上で町長が交代するということもあり得るわけです。その意味から言っても、前回申し上げましたが、私は、この10年の総合計画というのは、実態に合わなくなってくるというのが個人的な意見であります。首長がかわれば、当然、方向性も変わるわけですけれども、10年の総合計画という形をとっている以上、残りの年数も町長がかわっても、この基本構想を変えることはできないと。ですから、首長の任期に合わせて実施計画を立てていくほうが、本来は現実的では

ないかというふうに思います。

現に、そういう自治体も全国にはいくつもございます。ただ、先ほどからやりとりをしているように、もう策定をして動き始めてますので、なおさら、きょう質問をいたしましたこのローリング方式でしっかりと、日々チェックをしていく、また方向性を決めていく、ということが実態に合わせていくという部分であるというふうに思っておりますので、重ねて進言をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、この10月には任期を迎えるわけで、私たち議会議員も同じでございます。町民の方からも、そういった話がちらほら出始め、私のもとにも、誰々さんがどうやとね、というような話もちらちら入り始めました。特に、町長について言えば、今の総合計画の話から言っても、行政的にも、首長の去就というのは重要な分岐点の1つになってまいります。そして町民の関心度も高いところであります。

そこで、最後にお伺いをいたしますが、堀見町長が、今、先ほど少しお聞きをしましたが、本町の現状、それから総合計画の進捗状況や今後の見通し、そして就任以来今日に至るまでの自身の堀見町政というものを振り返って、どういった、町長は認識を持たれておられるのか、総括という意味でお伺いをしたいと思います。

そして、それを踏まえた上で、来たるべきこの10月の次期町長選挙についての堀見町長の御判断をお伺いをしたいと思いますというふうに思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。10月、3年半前の10月に就任をさせていただきまして、ここまで、3年半あっという間でありました。まず、この議会の場で述べさせていただきたいのはですね、なかなか佐川町のことを理解できてない、26年間県外におりましたので、お前こういうこともわからんやろ、あれもわからんやろ、って言われてですね、正直わからないこともたくさんありました。その中で、やはり3年半、議員の皆様にもいろいろと御指導御鞭撻をいただきまして、私に足りないこと、執行部に足りないこと、それを前向きに進められたこと、具体的に事業に落とし込むことができたこと、そのことを感謝を申し述べたいなあというふうに思います。本当にありがたいというふうに思っております。

また、多くの住民の方が、いろいろ力を貸していただきました。

その皆さんのお力添えがなければ、3年半しっかりと行政運営をすることができなかったというふうに思っております。この場で御礼を申し上げたいと、ありがとうございますというふうに言いたいなあと思います。

私は、3年半一貫して、役場の職員には、役場でやることについての判断、全ての判断はその判断が佐川町のためになっていることなのか、佐川町民の幸せにつながる判断ができてるのかどうか、そのことを必ず念頭において判断をしてほしい。そこの大きな目的、大きな軸がぶれなければ、きっと間違いのない判断ができるでしょうということをお願いしてきました。これは、私自身にも言い聞かせる言葉であります。初心を忘れずに謙虚に、しっかりと佐川町のために仕事をさせていただくと、この気持ちを持ってやらせていただきました。

まだまだできてないこともあります。この総合計画も今年度がスタートです。松浦議員もおっしゃいました道の駅も今年度から検討が始まったばかりです。地域公共交通につきましては、4月から実証運行、10月から本格運行を予定をしておりますが、本格運行が始まってからも、毎年毎年しっかりと検証しながら、改善すべきところは改善をしていくということをやらなければいけません。松浦議員が、首長がかわると、この総合計画も意味を持たなくなるんじゃないかというような発言ありましたが、私は、そうならないようにするためにも多くの住民の方々にかかわっていただき、ワークショップを回数を重ね、多くの方の意見を入れた総合計画をつくり上げたつもりであります。

役場の職員には、このみんなで作った総合計画を誇りに持って10年間しっかりとやり続けてもらいたい。その中で、変更すべき実施計画、事業が組まれた場合には、柔軟に変更していくということが大切だというふうに思っております。

3年半前の公約の中で、私は、これが公約と言えるものではありませんけども、3期12年は、住民の皆様がお許しいただけるのであれば、佐川のためにしっかりと働きたいということを言葉としてお伝えさせていただきました。その意味で、まだまだ町の課題たくさん残ってます。道の駅や図書館、地域公共交通、しっかりと覚悟を持って取り組むべき、取り組まなければならない事業があります。住民の皆様がまた頑張れよというふうにおっしゃっていただけるの

であれば、ぜひ、続けてやらせていただきたいというふうに思っております。

その意味で、ことし10月に予定をされている選挙には、ぜひ挑戦をしていきたいと、町長選挙にぜひ、挑戦をしていきたいというふうに思っておりますので、また、よろしくお願ひしますというのは変な表現になりますので、自分自身しっかりと来たるべき10月に向けて前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。私からの説明は以上です。ありがとうございます。

#### 6番（松浦隆起君）

町長からは、この任期の振り返っての総括をしていただきまして、次への町長の今の御決意をお聞きをいたしました。が、とはいえ、この定例会でともに任期が終わるわけではありませんので、あと2回定例会もごございますし、まずは、この後、7カ月余りの残された任期をお互いにしっかりと、この町政のために私自身も努めてまいりたいというふうに思っておりますので、この質問につきましては、これで終わらせていただきたいと思ひます。

2点目の質問に移らせていただきます。

子育て支援策についてお伺いをいたします。

この子育て支援策につきましては、少子化対策も含めて、初当選以来、さまざまな取り組みを定例会を通じて取り上げさせていただきました。そして、その多くを事業として実施もしていただいているところがございます。そういった点からみれば、本町の子育て支援策は、近隣の町村と比べてみても遜色のない、非常に充実をしてきていると思ひます。以前に、議会において2回、前回も少しお話しをしましたが、子育て応援の町宣言というものを行ってはどうかと提案をさせていただいたこともございます。もうそろそろ、そういう宣言も行っていいのではないかとこのように思っております。

そういった、今までの経緯の中で感じていたことは、少子化対策に対して、少し国が本腰を入れて取り組むのが、私は、10年から20年遅かったのではないかとこのように思っております。

国の少子化担当大臣が初めてできたのは、確か、私が議員になった年ではないかというふうに思ひます。そこから、国も本格的に取り組んできたところだと思ひますが。そして今日までさまざまな施策を講じてきております。そのメニューは、年々変化をしてきており、今、国の方向性は、子供が生まれてからの支援ではなくて、安

心して子供を産める環境をどうすればつくることができるのかと、そういった部分にシフトしてきているのではないかと思います。

その象徴とも言える取り組みが、子育て世代包括支援センター、いわゆる日本版ネウボラと呼ばれているものであります。この質問につきましては、ちょうど1年前の3月定例会においても御質問させていただいたところであります。以前も申し上げましたが、このネウボラというのは、フィンランドの子育て支援制度で、アドバイスする場所という意味だそうでありまして、妊娠から出産、就学前まで総合的に切れ目なくワンストップで子育てを支援する制度であります。この子育て世代包括支援センターは、今、全国展開されておりまして、国は5年をかけて全国設置を目指しております。県内では、南国市が昨年の4月から開設をしております。

今からお聞きをいたします産婦健康診査事業も、このネウボラと大きく関連をしてまいりますので、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

厚労省は、2017年度から、産婦のうつ予防や早期発見のために、この健診費用への助成を始めることとしております。これが産婦健康診査事業であります。産後ケア事業を行う市区町村に対し、産後2週間と1カ月に行う健診費用2回分を助成をするもので、1回につき5千円を上限に、国が費用の半分を負担をいたします。母親の身体面や精神状態を把握し、産後の早期支援につなげる目的で行うものであります。

ただ、この事業には要件がありまして、先ほども少し言いましたが、産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケアを実施することとされております。今までの産後ケアには、この医療行為というものが含まれないということになっており、この事業を行うことにより産後ケアを受けなければならない対象者も、より明確になると。今回、産後ケア事業実施を要件としているのは、この産婦健康診査によって、産後うつと診断された場合、産後ケア事業につなげると。そして、産後の精神的負担などを和らげることにつながるということであります。

厚労省によりますと、産婦の約1割は、育児への不安や重圧によって、不眠や意欲の低下といった症状の産後うつを発症すると言われております。対応が遅れば、育児放棄や虐待、そして自殺にさえつながる恐れもございます。かつて日本では、親と同居する世帯

が多く、産後は親の協力を得ながらの子育てが可能でありました。しかし、核家族化が進んだことで、親から支援が受けられなかったり、晩婚化による出産年齢の高齢化で体調の回復が遅れ、不安を抱く女性が増えている現状がございます。このため国は、ネウボラなどの産後ケア事業の拡大に取り組んでいるところでございます。また、国は、この産後うつなどによる妊産婦の自殺対策にも乗り出す方針で、見直しが進む自殺総合対策大綱に妊産婦への支援を新たに盛り込む方針であります。

文教学院大学の市川准教授によりますと、産後は、体内のホルモンバランスの変化が大きくなり、情緒不安定になり、慣れない育児への不安や疲れ、周囲の理解不足も重なり、産後うつを誘発すると言われております。そして、このリスクは誰もが潜在的に抱えており、新米ママの皆さんは、私も発症する可能性があるかと認識をしていることが重要であり、このため誰もが産後ケアを受けられるよう、行政サービスの充実が欠かせないというふうにと言われております。

そういった観点から見ても、ますます大事な取り組みになってきていると。本町におきましても、ぜひ、こういった取り組みを前へ進めていただければと思っております。国の事業にのせて産婦健康診査事業を行うためには、産後ケア事業に取り組む必要がございます。その意味からも、産後ケア事業に取り組んでいただきたいとあわせて思っております。このネウボラの取り組みの1つに位置づけられるこの産後ケア事業は、2016年度で全国180の市区町村が実施をしており、国は17年度予算案に240自治体へと広げるための予算を計上しているとお聞きをしております。

この産後ケア事業については、各自治体によって少しずつメニューが違っておまして、高知市においては、昨年10月からスタートをしております。高知市の内容は、1点目に乳房ケア、授乳方法についてのアドバイス。それから産後の体調についての相談。そして育児についての相談となっております。この高知市の内容であれば、本町においても、ほぼ実施をしているとみていいのではないかと考えております。そういった点からも、この産婦健康診査事業と産後ケア事業に取り組んでいただきたいというのと同時に、先ほども申し上げました子育て世代包括支援センターの1日も早い立ち上げをお願いをしたいと思います。

以上の点について、お考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えいたします。この、国の進める子育て世代包括支援センター、まずこれでございますけれども、佐川町におきましても、現時点でもかなりの体制が健康福祉課の中で整っております。この体制を検討いたしまして、平成30年度には、この子育て支援包括支援センター、これを立ち上げる方向性で、今、課の中で検討をしております。

その中で、今御質問の産後ケア、産婦健診、これにつきましても、国の事業メニューにのっておりますけれども、御質問の中にあつたように、産婦健診を国庫補助事業として取り入れる場合については、産後ケア事業が必要になると。その中で、まだ詳しく研究の途中でありますけれども、例えば助産師の訪問であつたりとか、あるいは宿泊型というふうな形で言われているようではありますが、医療機関等のあきベッド等で宿泊をするというようなことの支援が、このメニューに事業内容として書かれております。

佐川町におきましても、町内の助産師さんであるとか、あるいは高北病院であれば産婦人科、これとの連携、今までとっておりますけれども、国のほうの事業とあわせて、どのようにこの子育て包括支援センターの中で、例えば健康福祉課の保健師等と連携をしていくか、産後の支援をどういうふうに取り組んでいくかというふうなことを、平成30年度にセンターを立ち上げるということにしておりますので、今から、今後、例えば平成29年度においてですね、母子保健の内容についてもセンターの中でどういうふうに取り組んでいくかということを検討をするようにしています。

その中で、言われた産後ケア事業であるとか、産婦健診の補助事業についても、具体的にどうしていくかというのを検討することになろうと思っております。

現時点で、例えば平成30年度からやるというふうな方向性は出してはおりませんが、1年程度かけてですね、検討をしていくこととなります。現時点では以上の内容となります。

6番（松浦隆起君）

この、今先ほど課長もありましたが、国が捉えているこの産後ケア事業というのが、どこまでの条件が備わっているかと。ショートステイであるとか、先ほど言われました宿泊助産師さんのケアというものが入っていないと産後ケア事業として捉えられないのか、先ほ

ど紹介した高知市であると、それはショートステイとは、文言の中では入っていないので、佐川町が行っている今もうこういう、例えば乳房ケアでありますとか、授乳方法とかとは、補助金を出してやっている、それも1つのメニューになると思うんですが、今やっていることが産後ケア事業として国に認められるようであれば、そのネウボラの前に、この健診事業を行うことも可能ではないかと思いますが、そこだけもう1点、もう1回お答えいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康福祉課としてはですね、先行してこの事業をですね、国保事業として取り入れるというな考えは現時点では持っていません。あくまでセンターの中で検討していくということでございます。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。それで重ねてこれについてはもう聞きませんが、この1年間しっかりと検討していただいて、先ほど言いましたように、安心して子供を産み育てられる、そのまず出産の部分、その産後、新しく産前産後の制度もつくっていただくようになりましたので、ヘルパー制度もつくっていただくようになりましたので、そこが大事な部分でありますから、その意味からいくと、この産婦健康診査事業というのはネウボラの中では、入っておくべき事業だと思いますので、ぜひその認識を持っていただいて、立ち上げるときにはメニューの中にしっかり入れていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

次に、新生児聴覚検査の実施についてお伺いをいたします。

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ具合を調べるこの新生児聴覚検査、生後すぐに難聴を発見し、早期療育につなげるというのが目的であります。医学的な根拠に基づき、国も推奨する検査であります。実施率というのは決して高くないと言われております。国立成育医療研究センターの耳鼻咽喉科医長の話によれば、生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は千人に1人から2人の割合でいるとされております。早めに補聴器をつけたり適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られると言われております。逆に発見が遅れると、言葉の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性があります。

この新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて、寝ている赤ちゃん

の耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。痛みはなく、数分で検査を終わる。生後3日以内に行う初回の検査と、その際に要検査と、再検査の場合は、生後1週間以内に確認検査というものを行います。これらの検査にかかる自己負担額は、医療機関によって異なりますが、1回当たり大体約5千円。費用面が壁になって検査を受けないと判断する母親も少なくないと言われております。

この検査は、2012年度から母子手帳に結果を記載する欄も設けられるなど、国も積極的に推奨しております。検査費用は、地方交付税による財源措置の対象となっておりますが、初回検査を公費で負担する自治体は、全国1,741市区町村のうち109市区町村で、1割も満たないという現状であります。こういった現状を受けて、国は、都道府県単位で関係機関による協議会というものを設けたり、それから研修会の実施、普及啓発などの推進体制を整備するに当たっての補助をするという事業を新年度から新設をするということにされております。

そこでまず、本町において、この新生児聴覚検査に対する公費助成が現在行われているかどうか、まず、この点について確認をさせていただきます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町におきましては、平成28年5月1日から公費助成を開始をしております。

6番（松浦隆起君）

ありがとうございます。今、御答弁ありましたように、28年度5月から行われているようですが、今、詳しく御答弁ありませんでしたが、それ、初回検査のみでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。初回検査、それから再検査が必要になったときの再検査費用につきましても公費負担となっております。

6番（松浦隆起君）

もう1点、お聞きをしますが、この公費助成、今行われている県内の医療機関と提携をとってということだと思っておりますが、里帰り出産等で、県外の医療機関で出産された場合、これはどのようになっておられるのか、償還払い等の制度をとっている自治体もございまして、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。佐川町において、受診票を発行した方が、里帰り等で県外で出産されて、いうことについては、一旦実費払いになりますけれども、領収書等を持って来ていただければですね、償還払いということの対応になっております。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。安心をしました。それでは次に、引き続いて質問しますが。先ほども申し上げましたように、この聴覚障害は、千人に1人から2人の割合でいるということではありますが、早期発見とこの適切な支援により、影響を最小限に抑えることができると。

ただ、検査の実施主体である市区町村のうち、この検査結果というものを把握できているのは、15年度で68.8%、初回検査の公費負担を実施しているのは、先ほどもありましたが、6.8%。地域間格差というのを解消が喫緊の課題となっているようであります。

そこで、大事な点は、本町において、対象となる新生児のうち、どれだけを受診率となっているのかと。そして万が一難聴が発見された場合のフォローアップの体制が大事になってまいります。

高知県が昨年3月に発行しました高知県新生児聴覚検査実施マニュアルというものの中には、こういったことが記されております。

2016年の日本耳鼻咽喉科学会福祉医療・乳幼児全国会議で報告された1歳児、2歳児の精密聴力検査機関実態調査報告、このデータを挙げて、1歳児で初めて難聴が発見された子供のうち20%、2歳児で発見された子供のうち7%が、新生児聴覚検査で要精密検査であったにもかかわらず、精密検査を受けていなかったということになります。このことは、せっかく早期発見の機会がありながら、みすみすそれを逃してしまったという大変悔やまれる事態が生じていることを示し、要精密検査となった子を早期に、確実に、精密検査へとつなぐことが強く求められています。そのためには、精密検査医療機関への確実な紹介と、市町村や福祉保健所との連携によるフォローが非常に大切です、というふうにありました。また、産科退院後、精密検査受診までのフォローが必要です。要精密検査と告げられた場合、母親は心理的に非常に不安定になります。現実問題として産科医療機関でのフォローには限界があります、と。そのため、市町村役場にフォローを依頼しますというふうに書かれておりまし

た。

このことから、大事なことは、早期発見をし、その後の確実なフォローアップというものが必要であると。そこで、先ほども言いましたが、本町におけるこの検査の受診率、それから万が一、そういう子供さんがおられた場合のフォローアップの体制について、お伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、受診率ですけれども、平成 25 年度実績、まず。これは高知県の健康対策課が実施した調査によりますと、これは公費助成をする前のことですけれども、高知県内では 74.3%という数字が 25 年度の実績で示されております。

佐川町におきましては、先ほど御回答いたしましたとおり、昨年の 5 月から公費助成をしております。高知県内のほかの市町村につきましても、同じタイミングで公費助成をしているものと考えております。それ以降、佐川町におきましての、昨年の 5 月 1 日から今調べられる範囲で取りましたけれども、ことしの 1 月 31 日までで、この新生児の聴覚検査、これを対象となった子供さんについては、全員で 42 名ございます。そのうち、38 名が検査済みということで、これは公費助成の関係がございまして、請求が佐川町のほうに送られますが、それを数を拾いますと 38 名ということです。うち、受けられてないというか、わからない方が 4 名おるわけですけれども、この人についても、担当の保健師のほうで把握をしております、ほかの市町村からの転入者であったりとか、転出の関係であったりとか、里帰り中の方であるということで、全員についての動向は把握ができていくということです。

仮に、精密検査ということになりますと、今現状そういう方は今年度はおられないということですが、仮にそういった場合については医療機関のほうからですね、入院されている医療機関のほうからファックスが担当課のほうに届くようなシステムになっております。精密検査を行わないきませんという報告を受けてですね、保健師のほうで、例えば先ほどありましたその産科の、医療機関との連携をとる、当然、お母さんとの支援に入る。

高知県の場合は、精密検査を行うことができる医療機関としては、高知大学の付属病院しかないということですので、そちらのほうとの連携もとっていくということで、情報の共有と、あと支援の共有

ということも、できる体制になっておるということでございます。  
以上です。

#### 6 番（松浦隆起君）

ありがとうございます。しっかりとそのフォローアップの体制が万が一発見された場合もしっかりできているということでありましたので、安心をいたしました。

一番は、そういう子供さんでないことが一番望ましいんですが、万が一そういうことがあった場合に、しっかりとフォローしていただける体制をさらにお願いをしたいと思います。

今、お聞きをしましたこの事業も、いわゆる子供さんたちを守る、またお父さんお母さんをフォローするという意味では、ネウボラの取り組みの一環ということになってまいりますので。本町においては最初の検査、それから確認検査ともに公費の助成を行っているということで、これは先ほどデータを言いましたように、全国的には非常に先進的に負担をして、早くから公費負担を行っているということでもありますので、その後を生かすように、課長から答弁をいただきましたように、しっかりと、万が一のときにはフォローアップをしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いをします。それでは、これにつきましてはこれで終わらせていただきます。

最後の質問に移ります。

放課後児童クラブ・子供教室についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、今年の6月定例会において一度質問をさせていただいております。今回は、長期休業期間中の実施についてお伺いをいたします。今年の質問の折には、どんな御家庭でも安心して子供を育てられる環境をつくるのが大事な点であり、慢性的に定員オーバーの状態になっているのであれば、定員自体の見直し、それを可能とする施設の拡充などを検討する時期に来ているのではないかと提案をさせていただきました。

初日の町長の行政報告の中でも言っていたおりましたが、本年度から受け入れ人数を増やし、基本的に希望者全員の受け入れを可能にさせていただきました。これについては、保護者の方も大変に喜んでいただいているところでございます。

ただ、今回御質問させていただくのは、昨年、質問のきっかけとなった御相談いただいた方から再度、御連絡をいただきました。佐

川小学校の放課後児童クラブを夏休み等の長期休業期間だけ利用したい、けれども現状ではそれができないと。それで、夏休みだけ利用しようとするれば、4月から通常の申し込みをして、利用しなくてもいい月も利用料を払っていかねばならなくなると。何とかならないでしょうかというものでした。

早速、教育委員会に問い合わせをしましたが、現状は、その時点では、そういうことになっていたようであります。ただ、少し厳しい言い方になりますが、先ほども言いましたように、昨年質問させていただいた後、緊急措置ということで夏休みだけの受け入れをしていただきました。その時点で、長期休業期間の利用のニーズがあるということにはわかったというふうに思います。また、27年3月に策定をしている佐川町子ども・子育て支援事業計画、この中でも、長期休暇時のニーズが高くなっているということを課題の1つとして認識をして記されておりました。

近隣の越知町、それから日高村佐川町学校組合の加茂小学校も、以前から受け入れをしております。また質問の今年の折にも、このように私が提案をさせていただきました。潜在的な利用ニーズに応じていくため、受け皿の整備が必要であると。特に、夏休み、冬休み、春休み、この長期の休みは、働く親御さんにとっては一番気を使うところであり、子供は休みでも大人には夏休みはありません、と。こういった点に工夫を凝らしている自治体もありますというふうに言わせていただきました。せっかく新年度から、受け入れ人数の拡充を図る施設も構えるということでもありますから、その時点で、こういうこともあわせて検討するという、私はそういう感覚というものが必要ではないかというふうに思いました。ちょっと厳しくなりましたが。

先日、連絡をさせていただいた折に、検討させていただきますというお話をいただいておりますので、春休み、冬休みも含めたこの長期休業期間だけの利用について、放課後子ども教室も含めて、どういった結論になったのか、まずは教えていただきたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、長期休業期間中の放課後児童クラブから申し上げます。放課後児童クラブにつきましては、先ほど、夏休みだけの、とにかく希望があるというお話でございました。昨年、

緊急避難的に夏休みだけやったのはですね、4月当初から募集の定員をオーバーしていた。そういった実態があったがために4月当初から放課後児童クラブに入れたいお子さんが数名おいでたと。そういった人たちから、夏休みだけでも受け入れてくれないかと、そういう御希望を受けてやったという背景がございました。

そういった中で、町長の行政報告にもありましたように、来年度からは佐川小学校の教室を1つ、何とか学校の御協力をいただいて、85名という35名増の受け入れ体制を整えたということで、私どもが当初、人数を来年度からスタートを増やすので、夏休みだけの枠は設けなくても4月当初から受け入れ体制を整えておけば、去年、夏休みだけしか受け入れできなかった子供さんも4月当初から受け入れて、夏休みの枠をつくらなくても大丈夫ではないかと、そういう思いでスタートしたところでございました。

ただ、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、4月当初からではなくて夏休みだけでも受け入れてほしいというお話をいただきまして、再度、私ども内部で検討しまして、それでは7月、8月の2カ月間を一旦受け入れてはどうかということで、内部で検討しておりました。

基本的に、7月、8月の2カ月間受け入れる方向で、今、検討しておりましたが、さらに、7月からということではなくて、夏休み限定で受け入れてほしいという声もお聞きしておりますし、また、先ほど松浦議員さんがおっしゃいましたように、近隣の市町村では夏休み限定で受け入れをしておるということもありますので、今現在、定員85名に対して定員の余裕がある限りは、夏休み期間だけでも受け入れをするという方向で今、やっていきたいというふうに考えております。

それから次に、冬休みの期間でございますが、年末は28日まで。そして年明けは1月4日から実施予定というふうに考えております。それから春休みでございます。ちょうど曜日の関係がございますので、3月27日が月曜日になります。3月27日から、まず31日まで開設いたします。それから次に4月でございます。4月は、土日が1日、2日ということでございます。そこで、3日を準備期間とさせていただいて、4日から受け入れをしたいというふうに考えております。これが児童クラブでございます。

次に子供教室ですが、子供教室は基本的に夏休み期間は実施いた

します。それから冬休み期間につきましては、来年度の冬休み期間につきましては利用者の意向を把握の上、開催日数を検討したいというふうに考えております。それから春休みでございます。今年度から来年度にまたがるわけなんでございますが、同じく、斗賀野、尾川、この子供教室につきましては、3月27日から30日までの実施予定でございます。それから4月は、もう新学期が始まってから子供教室はスタートする予定でございます。それから黒岩につきましては、昨年、非常に人数が少なかったということで、今夏休み期間は実施する予定は今のところございません。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

そうしましたら、夏休みだけというのを受け入れると。それから、児童クラブで言えば、この春休み、冬休みも、大枠としては受け入れるということの認識でいいんですかね。

教育長（川井正一君）

土日の関係がございまして、若干ございますが、それから春休みにつきましては準備期間、70名以上受け入れる関係で、大掃除したりとか、それから部屋の張り物を、いろんな掲示物をかえたり、そういったことで一日準備期間をいただいた上でスタートしたいと考えております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

わかりました。この春休み、冬休みも、越知、日高、この学校組合のほうではもう既にやっているということでありましたんで、また一歩進めていただいたということだと思います。この子供教室についても、希望があれば、できるだけあわせて同じような体制に、その時点でまた検討していただきたいというふうに思います。

次に、利用料についてお伺いをいたします。先ほどの、夏休みだけということとも関連をしますが、この御相談を受けた方からお話をお聞きをしましたが、近隣の越知町や日高村、この学校組合と比べると、高いのではないかとということでございます。どうも、ほかの方からもそういうお話をお聞きをしまして、何かそういうイメージを持たれているようでありますが、ただ、それぞれの町村によって事情や、利用する児童数等、それぞれ関係もございますから、私は一概には言えないというふうに思っております。

私がお聞きした範囲ですので、違いがあるかもわかりませんが、この長期休業期間以外、通常の利用料は、越知町が月額4千円、そ

れから日高村佐川町学校組合が、今までは5千円ということにしていたそうですが、利用料を4千円。まるめて一緒ではまずいということで、利用料を4千円として、おやつ代の実費代として千円をいただいているということだそうです。本町は、確か5千円ではないかと思いますが、これを見るとさほど差はないように思いますが、ただ、夏休み期間、それから子供さんが2人、3人おられる御家庭は、その分、差が大きくなりますので、そういった部分でそういう声があるのではないかなあとも思います。

そこで、お伺いをいたしますが、本町の利用料、それから積算基準をお願いをしたいと。それから、新たに、その長期期間だけということ始めていただくわけですが、その場合の利用料も教えていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。本町の利用料は条例に定めておりまして、毎月の場合、月額5,500円でございます。この内訳と言いましょいか、5,500円の中に、基本的におやつ代800円を含んで5,500円と。先ほど学校組合さんが5千円という中で、4千円と千円で5千円であると。佐川町の場合を内訳でみますと、4,700円と800円で5,500円になっておるというふうなことでございます。それから、長期休業中の料金でございますが、要は、7月、8月ということになってくるわけですが。7月は、大体20日前後まで通常授業で、21日ぐらいから夏休みに入るということで毎月5,500円に対しまして、7月の料金は7,250円、そして8月は、丸々一月分ということで1万500円。これが佐川町の料金でございます。

そこで、先ほど、夏休みだけの受け入れをする方向で今進めておるといってお話をさせていただきました。となりますと、夏休み期間というのは、一般的には土日の関係もあるんですが、7月21日から8月末までということになります。

それで、7月分を別途、夏休みだけ来られる方用に料金を今後、検討させていただいて、料金は条例で定めるということになっておりますので、6月議会に向けて検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

わかりました。先ほども申し上げましたが、それぞれ各自治体としての判断等もありますから、一概に合わせられるというふうに思

いませんが。ただ、この日高村佐川町学校組合の場合は、同じ佐川町の子供たちが利用しているということですから、先ほどの通常料金でいっても500円の差があるわけですね。ぜひ、それは検討していただきたい。そんなに、やっていることは変わらないと思いますから、条例の改正までに、できれば検討していただきたいと思いません。あわせて、それも答弁いただきたいと思いませんが。

それから、夏休み期間中の利用料。これは、学校組合の場合は1万円だそうであります。内訳は、7月が5千円、8月も5千円。通常料金です。7月は、利用日数は10日間ないですが、通常料金をいただいて、その分8月を5千円におさえて、ある意味夏休み期間としての期間利用料として千円の設定にしているというお話でした。

これは、実際にそうなっているかどうか、また確認をしていただければと思いますが。こうなると、本町と比較してもまた少しではない差が出てくるのではないかなというふうに思います。

できれば、本町も学校組合と合わせた、先ほども言いましたが、設定にしていきたいというふうに思います。何回も言いますが、生徒数が多いでしょうが、それに合わせた支援員さんも構えているわけで、内容はさほど変わらないというふうに思いますので、ぜひその点は、越知町に合わせろとは言いませんが、同じ町内の子供さん通っている学校組合とは、できるだけ歩調を合わせたほうがいいと思っておりますが、再度、御答弁いただきたいと思いません。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、夏休み料金でございますが、今年度につきましては、夏休み料金、7月分の特別の利用料設定をしたいなというふうに思っております。それで、先ほど御指摘ございました佐川の子供が加茂と両方行ってるということでございますので、学校組合との整合性ということを踏まえた料金全体の見直し、毎月それから夏休み料金を含めた見直しにつきましては、これは来年度に向けて、少し、町の料金、これまでの経過、そういったことも少し検討させていただいて、来年度に向けて、毎月、夏休み料金含めた全体の利用料設定を考えさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

一月分にすれば、さほどではないかもわかりませんが、これが年間通じて、それから、私に相談していただいた方は2人子供さんが

おられる。それが2倍になると、差が2倍になるわけで、やはり子育て、安心して子育てをしていただく、また住みやすい、子育てしやすい町だというふうに佐川町を発信していくためにも、こういったところも、先ほども言いましたが、隣の越知町からは非常に佐川が高いと、何度も僕も言われてますが。越知町に合わせろとは言いませんが、ぜひ、教育長から検討していただけるという御答弁でしたので、この日高村佐川町学校組合との整合性も含めて検討していただきたいと思います。

前日も申し上げましたが、この子育て支援策としての視点から考えていただいて、全ての御家庭の方が安心して子育てをできる、子育てをしやすい町になっていく施策を、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。

以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。

教育長（川井正一君）

すみません、今年度と来年度の、ちょっと、私、来年度に向けてという意味は、平成30年度に向けて、全体の料金は、利用料は、検討させていただきたいという意味でございます。それで、夏休み料金、平成29年間もなく7月からスタートしますので、それにつきましては平成29年の6月議会までに検討させていただいて、利用料を設定させていただきたいと。それと別に、毎月、夏休み全体を含めた学校組合との整合性の検討につきましては、平成30年度に向けて検討させていただきたい、という意味でございます。そこらへんちょっと、今年度、来年度でちょっと誤解があったらいきませんので、再度答弁させていただきました。以上でございます。

6番（松浦隆起君）

わかりました。ただ、その学校組合との整合性を図るに、僕は1年もかからないと思います。ですから、途中でまた聞かせていただきますが、それはできるだけ早い段階で、1日も早く結論を出すという姿勢が、僕は町民の側に寄り添った姿勢だと思います。民間で、これぐらいのことと言うたらいきませんが、こういうことを検討するのに1年もかけてたら会社は潰れますので、ぜひ、その感覚で、ちょっと厳しく言わしてもらいましたが、1回終わりましたけど、これで終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、50分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。どうぞよろしくお願  
いいたします。質問に入ります前に、一言所感を述べさせていただきます。

子供の貧困が問題になり、県内でも子供食堂の取り組みが始まっ  
ていますし、佐川町でも始まったと聞いています。しかし、貧困の  
連鎖を断ち切るために、最も大切なことの1つが教育ではないでし  
ょうか。2月26日の高知新聞には、1面に「県内学生 奨学金 負  
担重く」の大見出しで記事が載っていました。記事によりますと、  
県内大学、短期大学のうち半数程度の学生が奨学金を受給していま  
す。子供の貧困はその親の貧困であり、必要な仕送りができない親  
が増えているのです。県内大学で、学費を払えず休学・退学をする  
事例は、平成15年度で50人近くいます。

国立大学の授業料は、この40年間で15倍となり、年間約53万  
円。授業料の分だけ借りても大学4年間で国公立では200万円以上、  
私立なら平均340万円以上の借金を抱えての社会人となります。実  
際は、生活費の一部も借りますから、もっと大きな借金を抱えてい  
ます。さらに有利子の奨学金が約7割を占め、奨学金というよりは  
教育ローンとなってしまう、返済の負担感はさらに増えることにな  
ります。また、非正規雇用の増加で、返済に行き詰まる人が増えて  
います。

国もことし、返済不要の給付型奨学金の関連法案を提出していま  
す。しかし、その人数は少なすぎ、また非課税世帯に限定している  
ことなどから、現実を解決するには遠く及びません。佐川町にも奨  
学金制度がありますが、一歩進んで給付型の奨学金制度の導入をぜ  
ひ検討していただき、佐川町の全ての子供に学ぶ権利、安心して幸

せに生きる権利を保障するよう強く願うところです。

では、質問に入ります。

まず1点目、地方公共交通についてです。

地方公共交通についての検討委員会ができ、4月からはその実証運転が始まるとのことで、大いに期待しているところですが、どういったものができているのか、その内容がまだ余り見えてきません。4月から運行するバスの大まかな設計について、お答えをいただきたい。1つずつお聞きしますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、その理念としているところは何でしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、4月から実施をいたします実証運行について御説明をさせていただきます。実証運行におきましては、平成27年度に策定をしました佐川町地域公共交通網形成計画の方針に従うとともに、運賃を徴収するなど、極力本格運行に近い形態で実施をすることとしております。

まず、その方法としましては、佐川町が道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送の登録を受け、白ナンバーによりまして同法施行規則第49条第1号に基づいて、地域の住民等を輸送する交通空白運送を実施することとしております。そして2つ目としまして、すみません、ちょっと内容もちょっと説明させていただくことになると思いましたが。理念としましては、実証運行の目的、目的はですね、本格運行に向けての、見直すところは見直しを行い、実証していることから、期間中利用者などの意見を密に聴取しまして、見直しに反映したいということも考えております。以上です。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。私のほうから補足の説明をさせていただきます。地域公共交通の実証運行における理念としましては、公共交通の空白地域をなくしていくと。解消をしていくと。その中で、普段なかなか外に出られない方、移動が困難な方、その方たちを公共としてお助けをする、そういう機会を与えていくということ。これにより一人一人が住民の方一人一人が豊かな生活を営んでいただくという、このことを理念にして計画をしております。以上です。

2番（坂本玲子君）

的確な答えをありがとうございます。じゃあ内容についてですが、この計画では、全ての空白地をなくすということですが、ほとんどの地域を網羅した計画になっていますでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

先ほどのとちょっと重複するとは思いますが。実証運行におきましては、バスをですね、1台で走らすということで、限定的な、変則的な交通となりますが、本格運行におきましては、全ての路線といたしますか町内空白地を網羅するような形で路線を組ませていただいております。その中で、10路線、1つは町内をぐるぐる回るぐるぐる路線、循環型のほうの計画をしております。以上です。

2番（坂本玲子君）

運賃や便数はどういうふうになっていますか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

運賃につきましては、1回100円。ぐるぐるバスがですね、1回100円。10路線につきましては1回乗車につきましては200円というような設定をさせていただいております。

町長（堀見和道君）

補足説明をさせていただきます。今、課長のほうからぐるぐるバスという発言がありましたが、ぐるぐるバスといたしますのは、総称でありますので、中心部循環線といたしまして佐川の中心部を循環をする路線に関しましては100円。黒岩地区、加茂地区、斗賀野地区、尾川地区、それぞれ郊外、それぞれの地区から中心部に向かってくる郊外線と呼ばせていただいておりますが、そちらが200円ということになります。以上です。

2番（坂本玲子君）

便数についてお伺いします。便数はどうなっていますか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

便数についてお答をさせていただきます。まず、実証運行につきましては、本格運行と違いまして、使用する車両は1台ということもありまして、4月6月8月の偶数月に走りますAグループ、また5月7月9月の奇数月に走る路線のBグループの2種類にあわせて走らすこととしております。

便数につきましては、町の中心部、先ほど町長が言いましたが、循環をする中心部循環型のそのバスにつきましては、便数は毎日運行をすることとしております。そして、10路線につきましては、こ

れもですね、各路線を1回、1日に1回走る、往復するようなこととしております。

2番（坂本玲子君）

以前にお聞きしましたときは、空白地域から、黒岩なり、尾川なり、斗賀野なりの便数は、路線は各路線に週1回で、その同じ日に、その同じ地域からののは5便程度と聞いておりますが、そうではありませんか。

町長（堀見和道君）

御質問の内容が、少し、こんがらがっているといいですか、実証運行の御質問だと思っております。本格運行につきましては、まだ便数等、最終決定しておりませんので、公共交通会議において決定したのは、あくまでも実証運行の運行形態になりますので、実証運行における便数ということになりますと、バス1台で運行しますので、郊外線と中心部循環線が組み合わせた形の路線構成になってます。それぞれ郊外から中心部にやってきます。それを2往復しまして、次は1回中心部を循環します。それが終わったらまた郊外のほうに行き、また往復して戻ってきます。それで循環をして、また郊外に行き、戻ると、そのような便数になっております。それぞれ、曜日ごとに走る路線を変えて、それを1週間、平日運行すると。それが実証運行の便数になっておりますので、本格運行はまだ確定しておりませんので、御了解いただきたいと思います。以上です。

2番（坂本玲子君）

予約に応じて走るエリア型でしょうか、または発着点やコース、時間が固定される路線型になっておりますか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをいたします。予約型のほうではありませんので、路線と時間を決めまして走るコミュニティーバスとさせていただきます。

2番（坂本玲子君）

時間帯、曜日はどういうふうになっているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

先ほど言いました実証運行で、AグループとBグループ、月曜日から金曜日まで走ることとしておりますが、月曜日火曜日、月曜日が26、火曜日26ということで130日間実証することとしております。

2 番（坂本玲子君）

バス停がある程度あると思うんですけれども、バス停まで遠くて歩いていくことができない場合は、途中乗車が可能でしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

そちらにつきましても、取りあえずバス停は決めておりますが、バス停におきましても実証運行で見直しをしながら進めていくこととしております。また、バス停まで行かなくてもですね、規則等によりまして決定をしたいと思っておりますが、乗ることができる、乗降することができるような取り組みをしていきたいとも考えております。以上です。

町長（堀見和道君）

何度もすみません、補足説明をさせていただきますが。基本、原則はバス停で乗っていただくことにはなりますが、今、国土交通省の運輸局のほうと協議をしております。国道などの路線、国道などに設置するバス停では、しっかりと、国道ではバス停で乗降と。途中乗降というのは恐らく無理だというふうに思っております。

ただ、町道ですとか、県道ですとか、事前に協議をさせていただいて、途中乗降、この区間はしていいよということを運輸局、県と話をしてですね、煮詰まったところ、決まったところは、この区間に関してはどこでも乗降できますよ、というふうにできるように、それをしっかりと定めていこうということで今進めておりますので、まだはっきりこうできますということが確定しておりませんので、御了承いただきたいと思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

では、町民の利用についての予測はできているのでしょうか。またその予算、来年度どれくらい必要かということをお答えいただきたい。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。利用予測につきましては、1日当たりの利用予測でお示しをしますと、実証運行におきましては、1台のバスで、先ほどもお答えしましたが、実施することから、多少変則的な運行となることを考慮しまして、中心部のぐるぐる線は15人。ほかの10路線、その中でも舟床、川の内線は利用者との絶対数が少ないということから4人、ほかの9路線におきましては平均16人としまして、合計163人と予測をしております。

また本格運行におきましては、中心部ぐるぐる線は 50 人、舟床・川の内線は 5 人、ほかの 9 路線は 20 人、合計 235 人と予測をしております。

費用につきましては、交通事業者への委託料は 6 カ月間の実証運行におきまして約 500 万。本格運行は 1 年間で約 2 千万円と算定をしております。そのほかの経費としまして、委託料、実証運行、本格運行の業務委託料等がありますが、初年度は、平成 29 年度は約 400 万ほどだと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

黒岩観光のバス利用の方と、町のバス利用の方では負担する金額に大きな違いができるのではないかと心配していますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。黒岩観光につきましては、現在、廃止路線代替バスの補助金、1 キロメートルにつきですね 120 円の計算で広報させていただいております。これ、年の実績によりまして支払い補助をしておるところでございしますが。ただですね、現行の方式におきまして、佐川ぐるぐるバスの開設による影響でですね、赤字が大きくなることも予測されますので、このような、うちのような方式をとっている公共団体の事例も参考にしながら検討していきたいという考えを持っております。

2 番（坂本玲子君）

実証運行する前から既に矛盾点が出ていますから、実証運転を始める前にぜひ検討をすべきではないかと。ほかの地域では例えば 200 円で乗車できるのに、それ以上になるのは、やっぱり納得できません。町内を走る分については同じようになるように、ぜひ考えていていただきたいと思っています。

黒岩観光では、廃止の代替路線バス運行の保障をして補助金を出していますが、その計算は、どんなに行っているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

補助金につきましては、大体は、その補助金につきましては、1 キロにつきまして 120 円の計算で補助をさせていただいております。

2 番（坂本玲子君）

本来、赤字補填という意味合いでの保障にすべきで、単純にキロ数でやるというのはどうでしょうか。これも再検討課題ではないで

しょうか。

この計画は、多くの方々の意見を聞き、業者の方々との粘り強い交渉をしてできたものだと思います。担当者の御苦勞はたくさんあったことだと思います。本当に、ここまでしていただいたことには感謝をしています。

しかし、私はドアからドアへのデマンド型ができることを期待をしていたのですが、全く違うものになっているようで、住民が望んでいるものとは違うのではないかと感じてしまうのです。バスシステムを考え直し、安価で効率的で便利のよいシステムを導入することは、住民の願いです。バスが空気を運んでいるという大きな批判がありました。それを解消できるとはどうしても思えません。それについてはどのようにお考えでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。空気を運ぶことにならないかということで、デマンド交通を期待するということについては、道路運送法の施行規則の第3条の3に、一般旅客自動車運送事業つまり営業としての緑ナンバーによる運行について、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の3態様が定められております。デマンド運行につきましては、この1つの区間運行のことです。

例えば、1つの例としましてですね出させていただきますと、高知市のデマンド運行があるんですが、こちらにつきましては、合併前の旧土佐山村と鏡村をデマンド区域に指定をしまして、電話予約があれば、タクシー事業者が迎えに行くとか、高知市内中心部へつなげていく定期路線の停留所に送りまして、利用者はそこからバスに乗りかえまして高知市内まで行くというようなことになっております。高知市内に行きましてからの移動は、利用者の自力で行うということになっておりまして、帰りもその逆となっております。

デマンド交通でもですね、いろんな方式がありますが、この高知市の例は、定期路線とデマンドを組み合わせた起終点の固定型デマンドというものだと思っております。

デマンド運行につきましてはの利点もですね、あるんですが、需要すなわち要求があつて走るわけですから、空運行はないということになります。

ただ、電話の予約とかですね、配車業務、一定の事務体制を必要としますことから、予約が混むと作業で処理することが困難になっ

てくるということからですね、デマンド交通システムを導入するといった事業者もあると聞いております。

そのほかにですね初期投資と維持管理費で収支を圧迫している事例もあると聞いております。そして大半が高齢者の利用であることから、電話の予約の手続になかなか慣れないこと、また予約したことを忘れてたり、出かける時間となって体調を崩されたなどのトラブルもあると聞いております。

いずれにしましても、佐川町におきましては、公共交通空白地の皆さんに出向いて意見を何とか聞きまして、週に1回でもいいからバスが来てほしいと、要望をもとに町の周辺部と中心部をつなぐ、週1日の運行の10の定時路線と中心部を平日毎日運行で循環する中心部ぐるぐる線を設定をさせていただいております。以上です。

## 2番（坂本玲子君）

私としては、バスが空気を運ぶことがないように、また住民の方々が満足できるようにしていただきたいと願っています。

さて、この計画ですが、福祉部分はどうするのかという視点が抜け落ちているのではないのでしょうか。28年3月に出した佐川町地域公共交通網形成計画の中で基本方針が書いてあります。その基本方針の1には、誰もが利用しやすい公共交通網へとになっており、その目標の2には、福祉交通とも連携した公共交通網の整備ときちんと書かれています。

今回の計画の中には、この視点がすっかり抜け落ちています。これから利用を希望する人はどんな方が多いのでしょうか。高齢者社会となり、重い荷物を持ったり、乗り換えが難しくなる方が多くなると予想できます。歩くのが困難になってくると、バスの停車場に行くのが難しくなります。身体障害者の方はどうでしょうか。

それらのことを考えますと、今の実証運転をするこのシステムだけでは十分ではないということが容易に予想できます。私もこの計画を聞いてから、何人かの方に聞いてみましたが、落胆の意見が大半でした。私もまだ免許があり車を運転します。しかし、いつかは運転をあきらめなければならないときがやってきます。そのための、よりよいシステムにしておきたいのです。

何年か前に、島根県に視察に訪れました。そこでも町営バスの運行をしていたのですが、人口の減少もあり、年々利用者が減少しているということでした。しかし、デマンド型のドアからドアへのや

り方をしていただいた路線だけは人数が増えていました。

先ほど言われました高知新聞に載っていましたがタクシー型のデマンドタクシーについては、利用者の利便性が高い。行政の補助金負担が減る。タクシー業者の収入が増える。バス業者の運転者不足解消などにメリットがあると書かれています。予約がなければ、運行せず乗客ゼロでも走る路線バスよりも無駄が少ないと書かれています。

町の地方公共交通の交通網形成計画でアンケートをとっています。どういう地方公共交通網がいいかという項で、既存の路線バスの路線数や運行本数を増やし、小型のバス車両も使用して町内の隅々まで網羅するというのが96名でした。タクシーチケットを導入が106名。デマンド型が85名。過疎地有償運送が61名。この後で言いました3つというのは、デマンド型に近い希望だと思いますので、それを合わせますと、252名です。町民が本当に望んでいるのは、そういう形ではないでしょうか。

福祉の部分はどうするのか、どう住民の要求に沿った運行にするのか、お聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。先ほどの坂本議員のですね、公共交通、この新しい公共交通網の整備にかかって、福祉部門ということでございますけれども、健康福祉課としても、この公共交通会議の事務局として携わっております。

その中で、福祉部門についての、確かに協議といいますか、そういった部分は少なかつたようには思いますけれども、なかなかですね、この公共交通網をつくる時に、全ての希望をかなえるということはなかなか難しい。その中で、担当課としても、チーム佐川推進課と話をする中でですね、一定その、いわゆるドア・ツー・ドアが必要な方ですよね、バス停まで行きたくても行かれない方、これについては、やはり今回の路線と切り離れた形で、別の形でやはり支援をしていくことが必要だろうと。

私たち健康福祉課としては、予算の中に、今、福祉タクシー事業というものがございます。チケットですね。タクシーチケットとガソリンチケット、これ主に障害者に対するチケットでありますけれども、これを平成30年度予算に向けてですね、今、見直しをしている途中でございます。この本格運行が一応予定としては来年度中に

始まりますけれども、その本格運行の、実証運行、本格運行の検証もあわせてですね、平成30年度にこのチケット事業も、今はその障害者の等級で区分をしておりますけれども、本当にバス停まで行かれない方、そういった方へ支援をしていく方向へですね、変えていく作業を今、進めています。

予算的なことがどうなるかっていうのは、まだこれから検討しますが、そういうことですね、本当に、ドア・ツー・ドアの支援が必要な方への対応としては、そちらのほうで重点的に考えるという形になっています。

あとですね、その経過の中でですね、町内のタクシー事業者そして介護事業者ありますけれども、そういったことも含めてですね、昨年8月、夏ぐらいやったと思いますけれども、この公共交通会議の合間を縫ってですね、個別の支援をどうしていくかと。現状、高齢者の方、障害者の方ですね、タクシーの利用はどうなっているかと、どういうところに不便を感じているかというのを情報交換をさせていただきました。そういうところも含めて、検討を今、しております。以上です。

## 2番（坂本玲子君）

実はですね、経費の部分でも、一応計算をしてみました。今、佐川町でタクシーを利用されている方、町のぐるぐるバスの運行の時間帯に利用されている方が1日に約120人から30人。その方たちが1人例えば千円の乗車なら、1日12万円。年間240日稼働で2,880万円となります。しかし、例えば、これが公共交通の形にすると、本人の負担額もありますから、本人負担300円として860万円の減額となりますので、費用は約2千万円かかることとなります。こちらのほうが安く快適にできるかもしれません。時間などの制限をつければ、複数乗車が可能です。複数で乗れば、この経費はさらに減らせるでしょう。

町がことし公共交通の費用として計上している委託料等が、先ほど2,500万。バス導入などにかかる費用、補助金を含め4千万。代替え路線バスの補助金として約1千万。その他に、障害者タクシー券などが250万程度あります。やり方の違いで、満足度も費用も違います。そういう比較はされているのでしょうか。

## チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。今年から実証運行、本格運行に向け

て予算を提案させていただいておりますが、比較という点では、実際は実施はしておりません。ただ、やっぱりコミュニティーバスでとりあえず実証運行をやるとしておりますので、その費用について、今の段階で平成 29 年度の予算は組まさせていただいているというところでございます。

2 番（坂本玲子君）

今回は、4 月からの実証運転が既に予定をされていますから、急に変えることは難しいかと思えます。しかし、実証運転で住民の声やバス利用予備軍、私たちみたいな、まだ乗らないけれども将来的には乗る可能性のあるという方の意見とか、それから実際に、あのアンケートでは町民全体へのアンケートのほかに、いろんなところの地区へ行って調査をしています。本当は、そういうところへも来れない方がたくさんおいで。そういう方が利用されるのが多いのではないかと思うんですが、そういう方をお世話している民生委員さんの意見とか、障害者の意見などもよく聞いて、福祉部門を置き去りにしないシステムへの改善をぜひ、お願いしたいと思っています。その点については、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。坂本議員のおっしゃるとおり、いろいろな方の意見をお聞きして、よりよいものに改善をしていくという姿勢は大事だというふうに思っております。そういう意味でも、公共交通会議にも障害者の方の中での代表の方にも参加をさせていただいておりますし、さまざまな意見を吸い上げるという姿勢でずっとこの3年間取り組みをしてきました。

その中で、デマンド交通も検討はしました。いろいろな他市町村の事例を見て、佐川町のこのコンパクトな町という特性を生かしてとにかく決まった曜日に何回かぐるぐる、今、本格運行の予定では、5 便、往復 5 便ということで予定をしておりますけれども、その便数で決まったときに来ていただければ乗れるよという声もかなり出ておりますので、コスト面、運用面、さまざまな視点で比較をした中で、やはり今回は、この定時定路線型でいこうということにしておりますので、今後はですね、もっとよりいろいろな声も聞けるようにですね、丁寧に、丁寧にやっていきたいというふうに思っておりますので、御了解いただきたいというふうに思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひ、深く検討をしてよりいいシステムになっていくように私も願っています。福祉部門でいいますと、今、あつたかふれあいセンターで無料の送迎をされております。本人はもとより御家族の方もとても感謝しています、という声がすごく多いです。そういうサービス等どういった連携をしていくかっていうのも課題だと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。今、町の委託事業でですね、行われているあつたかふれあいセンター、これの送迎につきましては、あくまであつたかふれあいセンターを利用する方の送迎ということでございます。その点、今回始まります公共交通網路線とですね、連携をとらなければいけない事項がありましたら、それは検討はさせていただきますけれども、現時点ではちょっと制度の仕組みが少し、対象者が、対象者といえますか、違うかなというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

制度とか対象者とかがもちろん違うっていうのはあるんでしょうけれども、そこをどううまく利用するかっていう視点での見通しっていうのも必要かと思います。人は一人で生きられず、誰かに会いたい、誰かと話をしたい、子供に迷惑をかけたくない、さまざまな願いがあります。簡単に利用できるバスシステムがあれば、お年寄りも本当によくなると思います。どんなシステムが効率的で安価にできるか、そんな方法をぜひこれからも探していただきたいと思います。そして、お年寄りの方、病気の方、障害を持っておられる方、子供たち、みんなにとって優しく使いやすいシステムにしたいと思っています。これで、第1問目は終了します。

次は、介護認定を受けられた方の障害者認定について、お伺いします。

27年12月の議会で、要介護認定の方の障害者認定についてお伺いしました。研究し、間違っていれば改善するとのお返事でした。その後どのような検討をされ、今どのようにお考えなのか、まずお考えお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。前回の坂本議員の御質問を受けてですね、課の中でも再度、佐川町の取り組みとほかの市町村の現状を確認をい

たしました。

状況としては、ほかの市町村、変わりはないですが、県内でいえばですね、佐川町と同じ取り組みを、取り組みと言いますか行っているのは近隣では越知町、仁淀川町。具体的に言いますと、税の控除のことになると思いますけれども、介護保険の要介護認定者のうち、要介護認定を受けられていても控除の申請をしないと、障害者認定ができないという制度になりますけれども。その対象者としては、佐川町は要介護3以上という形になっています。その同じ取り扱いをしているのが、越知町、仁淀川町ということです。

調べていまして、近隣ではですね、ほかの市町村は要介護1以上で申請の対象となっているということを確認いたしました。制度上のことも、これは税の控除の関係になりますので、税会計の対象者の確認等もさしていただきました。これはほかの市町村それぞれ対応が違っているというところで、佐川町として間違っているということは認識はしてはいませんが、ほかの市町村の動向を見つめるに、いわゆる要介護1以上を対象としているところが、実質的には多いということが確認できましたので、今回はですね、今やっている例えば確定申告のところでは間に合いませんけれども、来年の確定申告、例えば、に向けて、半年かけてですね、佐川町の取り組みとして、もう一段見直しをするということを今、考えております。

2番（坂本玲子君）

ありがとうございます。所得税法では、障害者認定、特別障害者認定の2つの基準があります。そういう中で、本当にほかの地域でもやられている要介護1以上の方を対象とすると。障害者と同等の方は障害者認定をするという方向は正しいことだと思いますので、ぜひそういう、障害者と同じような方が、高齢によってなられましてもなかなか障害者手帳の申請とかはしないと思いますので、その辺をお考えいただきまして、また再検討をしていただけたらうれしいなと思いますが、先ほどの御答弁では再検討をしてその認定する範囲を広げるという受け取りでよろしいですね。

健康福祉課長（岡崎省治君）

具体的に言いますと、ほかの市町村が要介護1以上の対象者にしておりますので、そういうことも含めて検討してまいります。

2番（坂本玲子君）

ぜひ、前向きに検討を進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

職員の育成について、です。

その前に、前回の議会の質問で、佐川町の奨学金の応募に対する規則の変更について、お願いをしました。まず、それがどうなっているのかお聞きします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。奨学金の連帯保証人の件であったというふう  
に記憶しております。佐川町奨学資金貸付規定において、連帯保証  
人につきましては、1名は父母またはこれにかわるべき親族縁故者、  
他の1名は本町の住民であって、独立の生計を営み、連帯保証人と  
して適当と認められる者と規定されておまして、現行の制度では、  
町内の連帯保証人が確保されなければ申請できない状況にござい  
ました。

こうした現状を踏まえまして、他の自治体の取り扱い事例を参考  
にするとともに、移住者促進の観点からもより利用しやすい制度と  
なるよう検討を行いまして、やむを得ない事情がある場合には、町  
外の在住者を連帯保証人とすることができるよう例外規定を設ける  
ことにつきまして、2月に開催しました教育委員会において決定い  
たしました。

この例外規定は本年4月1日から施行することとしておまして、  
3月号の町広報紙、また町のホームページ等で内容を周知するとと  
もに、関係機関宛での募集案内の配布依頼もしたところでございま  
す。以上でございます。

2番（坂本玲子君）

もう1点、放課後子どもプランの充実もお願いしましたが、その  
件についてはどうなっているのか、お聞きします。

前回の質問で、ナウマンのことで障害児も同等の扱い、毎日の扱  
いをしてほしい、それから時間帯、長期休暇中の開催日などについ  
てお伺いしましたが、その辺はどうなっていますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。長期休業中の件につきましては、前段、松浦  
議員さんの御質問にもお答えしましたとおり、夏休みだけの利用を  
来年度からやるような方向で今、進めております。それから、春休  
みにつきましても、4月1日、2日がちょうど土、日でございます

ので、それ休ませていただいて、3日準備期間として4月4日から受け入れするという方向で進めております。

それから、時間帯の件でございます。原則、長期休業期間中は朝の9時から夕方5時50分の受け入れとしております。ただ、事前の申し出があったお子さんにつきましては、8時15分から受け入れをしております。昨年の実績で見ますと、ナウマンクラブでは42名ぐらいのお子さんが早くから来ておったということでございます。今後も、こういった早めの受け入れについては、事情をお聞きして、対応できるものについては、支援員さんの確保もあわせて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

それから障害児の受け入れでございますが、基本的に障害のあるなしにかかわらず受け入れるという、その基本原則はございますが、ただ、障害の状態によりましてなかなか、私どものクラブで受け入れることが難しい、そういった場合もございます。そういった場合には、健康福祉課とも連携しながら、ほかの施設での受け入れ、それもあわせて検討して、町全体としては放課後児童クラブとほかの施設を含めて、障害のあるお子さんを受け入れするという方向で取り組んでおります。以上でございます。

## 2番（坂本玲子君）

そのときですね、障害のある方でも受け入れられるような方の場合ですが、加力の後、加力のお勉強の後とか、水泳の加力とかいろんなものがありますが、前年度は、そういう後にさくらんぼへ行くようになっていうふうな形をとられたと聞いています。そういう方も加力の後も同日同じように受け入れができるのかっていう点についてはどうでしょうか。

## 教育長（川井正一君）

基本的には、ほかのお子さんと同じように受け入れをしたいと思っておるんですが、ただ、そのお子さんの障害の程度、そこを見させていただいて、個に応じた対応をさせていただくということに、やはりどうしてもなかなか、障害の程度によりましては、そもそもナウマンクラブ自体で受け入れることが難しい場合もございます。そういった点も含めて、個に応じた対応をさせていただくと。

ただ原則としては、全ての障害のお子さん、あるなしにかかわらず受け入れる、その前提の中で個に応じた対応をさせていただくということで御理解いただければと考えております。以上でございます。

す。

2 番（坂本玲子君）

ということですね、結局、重度の方とかね、いろんな方がおいでますので、その障害の程度によって違うということはよくわかるのですが。今、例えば、障害がおありになっても、受け入れている子供さんに対しては同じ扱いをする、加力の後もそこで見るというふうに理解してよろしいですか。

教育長（川井正一君）

基本的にはそういうことだと思っております。ただ、あくまでも障害の程度、それに応じて個別対応をさせていただくということで考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひ、同等の扱いをしていただきたいし、教育委員会の都合では何かの施設に預けなければならない場合の利用料金なども、日数割にするとか、いろんな意味で、そういう点もまた検討をしていただきたいと思っています。

職員の育成についてのほうに戻りますが、国では森友学園の土地取引が大きな問題になっています。政治家のかかわりはあったのか、政治家の口利きで官僚の態度はどう変わったのか、きちんと解明をしてほしいと願っています。それほど大きなことではありませんが、佐川町の現状はどうなのかと考えてしまいました。

奨学金を受けたいと思っていた方にお聞きしますと、「保証人 1 人は自分になれる。しかし、ほかから移住してきたので親戚は佐川町にいない」と言ったそうです。すると、「お友達でもいいですよ」と係の方が言ったので、「友だちにお金に関することはなかなか頼めない。あなたがなってくれますか」と聞いたら、「私はちょっと」と答えられたそうです。何年も奨学金を借りるとすれば、何百万にもなります。そんな保証人には誰でもなれません。結局その方の子供さんは有利子の奨学金を借りることにしたそうですが、でも将来、返済に不安があるのでアルバイトを増やして、来年度からは有利子奨学金を借りるのをやめようかというのも考えているところでした。

そういう状況がある中で、昨年その方が来たとき、決まりは決まりとして仕方がないとしても、職員がそこに考える余裕があったら、この規則は改善の必要があると上司に伝えたのではないのでしょうか。

ところが議会で少し質問をただけで、こうも素早く変えられる。それっておかしいなど、私は思いました。

役場の職員は町民のために仕事をしています。誰が言っても同じ対応が基本です。町職員は誰が言っても同じ対応をするというのは基本ですが、今、規則があったとしても、町民の幸せのためにどうすればもっとよくなるかを考え改善するというのも大切です。もちろん、変えられないことはたくさんあるでしょうが、変えられることもたくさんあるはずで。議会で取り上げてすぐ改善できることなら、最初から改善していただきたいと思うのは当然ではないでしょうか。教育長、どうですか。

教育長（川井正一君）

おっしゃるとおりだと思っております。教育に携わる者として、基本的にしっかりとした心を持って対応していくということは、教育以外の分野においても、それは当たり前のことだというふうに思っております。

2番（坂本玲子君）

私は、対応された方を責めているわけではありません。規則は規則として対応することは当然です。しかし、本当に住民のための対応をしようと思うなら、そこで考える職員が大切ではないでしょうか。話し合う職員集団が必要ではないでしょうか。町長は、できない理由を言うのではなく、どうすればできるかを考えることが大切だと言っています。職員の住民への対応も、ぜひその姿勢でやっていただきたいと思っております。その点について、町長のお考えをお聞きします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。坂本議員のおっしゃるとおりでして、3年半ずっと言い続けてきたことが、全ては佐川町のため、佐川町民住民の皆さんのためを考えて判断をなさいということを行っています。あとは、前例踏襲にならずに、住民のためを考えたときに難しいかもしれないけども、どうしたらできるのかをしっかりと主体的に考えなさい。考えた上で上司に相談をなさい。ていうことは、もうずっと繰り返し繰り返し言い続けております。少しずつではありますけども、職員の皆さん、そういう意識になってくれております。なかなか一足飛びには変わらないものですが、確実に一歩ずつ前進しておりますので、楽しみに待っていただきたいと、

そのように考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

では、実際的に、それはできていない部分がまだあると。けれどもこれから徐々にできるようになっていくだろうと思うんですけれども。そこで、私は、町職員の方々も本当に町民のほうを向いて仕事をされていると。けれども、その町職員の方の職場環境はいかがかなあということを心配するんです。忙しすぎたら、考える余裕がなかなかできません。新たなことを考える余裕もなくなります。だから、ゆとりある職場づくりっていうのを非常に必要だと思います。

町長は在任3年半で、町民のためにということで馬車馬のように頑張っておられました。その姿勢には本当に敬意を表するところです。町職員の方に聞きましても、町長が職員を育てるためにとても努力をされているということを知ってくださった職員さんもいました。それを聞いて、私もとてもうれしく思いました。ところが、そのスピードについていけず不満がいっぱいの職員もいるという声も聞いています。仕事にどう取り組むかは、どう生きるかであると思います。職員の方々もぜひ、みずから喜びを感じることができるよう仕事をさせていただきたいと思います。そして、職員を育てる側におきましては、ゆとりある職場づくりっていうのも1つの大事な視点ではないかと思いますが、その辺について、町長はどんなにお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しいポイントだというふうに思っております。住民の皆さんのことを考えると、1日でも早く、半年でも早く実現をしていくと、実現していかなければいけないという事業もあります。例えて言いますと、森議員から質問がありました防災まちづくりサロン、3年ぐらいで、もっと早くっていう要望がありました。

私は、命令をするのではなくて、職員、担当職員と話しをしました。こういう声があるけどもどうするって。今でも十分仕事大変だよねと。どうするんだ。私からは結論を言いませんでした。担当のほうから、わかりました、頑張っております。3年でやらせてくださいという話があって、今一生懸命やっています。本当に大変な中でも一生懸命やってくれております。そういう職員もおります。

私がいろいろ住民目線で住民の幸せを考えると、あれもやったらいい、これもやったらいい、余計なことやらせるなあって思っている職員もいるかもしれません。ただ、全てにおいてアクセルを踏んで足早にやろうとしているわけではないということも理解をしてくれている職員もあります。仕事のやり方を改善をするだけで変えられる部分もあります。1つの係の中で超過勤務が偏っている場合もあります。まだまだ役場内で係ごとに、課ごとに、役場の職員が主体的に考えることで、みんなが幸せに、みんなが充実した仕事ができる、そういう環境はつくれると思っております。

一概に、こうしなければいけない、今はだめだっていうことではなくてですね、まだまだ職員の立場で主体的に考えて改善する余地は残っているというふうに考えておりますので、職員の皆さんの住民目線での仕事の取り組み、今後の努力に期待をしていきたいと、そのように考えております。

役場の職員の環境がどうでもいい、いうふうに私は決して思っておりませんので御理解をください、以上です。

## 2番（坂本玲子君）

私たちは本当に、町の行政を職員の方々や町長さんにお任せをしている立場ですし、町職員の方々を町民の皆さんも非常に頼りにされていると思います。実際に働く人が一番大切だと思います。どんな計画や条例をつくっても、町職の方がその気にならなければ、事は前に進んでいかないと思います。町職員の方がどうすれば楽しく仕事ができるか、真剣に考えて、そういう職員を育てていきたいと思っております。

もう1点お聞きします。

地公法の16条、28条では、禁固以上の刑になると仕事をやめなくてはいけなくなっています。しかし、仕事上で運転をしていたとき、過失で人身事故を起こすかもしれません。そんなとき、自治体独自で条例をつくっていない限り、禁固以上になると執行猶予がついていても失職してしまいます。そういう危険性は、私もそういう職場におりましたので危険性がいつも頭の中にあって、万全の体制を心がけていました。そんなとき、すぐ失職するというのはどうかと思うので、その件に関して佐川町はどのようなになっているのか、お聞きします。

## 総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。議員の申されましたようにですね、禁錮以上といいますか、刑に処せられ、地方公務員法第 16 条第 2 項の規定に該当するに至った職員につきましては、同法の第 28 条第 4 項の規定によりまして、条例に特別の定めがある場合を除くほか、失職をするということになります。

本町におきましては、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の第 5 条におきまして、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行上の過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予を言い渡しを受けた者については、情状により特に必要と認めるときは、当該職員がその職を失わないものとする事ができる、という失職の例外規定を定めております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

そういう条例があり少し安心しました。職員のことを最もわかっているのは、その上司であり町長です。採用するとき、よりすばらしい人を町長の責任で採用します。その仕事をやめさせるかどうか一番わかっている町長が決定できるような、さらに進めた形の条例にさせていただきたいと願っています。

以上で、質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため 1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。議長のお許しをいただき質問をさせていただきます。

まず最初に、平成 29 年度予算についてお伺いします。基本的な考え方、本年度の目指すもの、そういった点をお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

総務課長（横山覚君）

それではお答えをいたします。町長の行政報告の内容と重複いたしますけれども、御容赦をいただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

平成 29 年度の一般会計の概要でございますが、まず、予算規模につきましては、総額 65 億 2,436 万 5 千円でございます。前年度対比△の 9 億 5,565 万 9 千円。12.8%の減額となっております。

29 年度予算を構成します主な事業といたしましては、まず、地域づくり事業には、尾川、斗賀野、黒岩、加茂地区の集落活動センターの活動支援費などとして 1,019 万 8 千円。移住促進事業には、県外への情報発信、PR 事業の推進、移住相談会への参加、移住促進住宅やお試し滞在施設の管理費用などとして、1,524 万 4 千円。ものづくり推進事業には、佐川町ブランドの構築及び展開業務、さかわ発明ラボの企画・運營業務に必要な委託料といたしまして 1,238 万 1 千円となっております。

また、あったかふれあいセンター事業には、尾川、斗賀野地区での事業実施に必要な委託料として 1,727 万 5 千円。乳幼児医療費助成事業には、中学校卒業までの子供の医療費保険適用自己負担分の助成費用といたしまして、4,345 万 9 千円。地域おこし協力隊事業には、自伐型林業の推進と実践を初め農業担い手候補生、観光振興などに 1 億 3,780 万 6 千円。木造住宅耐震化支援事業には、防災意識の高まりによる申請増に対応するため、委託料、補助金として 4,162 万 7 千円。また地域公共交通事業には、実証運行及び本格運行の委託料、コミュニティーバスの購入費などとして 4,866 万 1 千円を計上しております。

またさらに、工事要望の積み残し事項への対応として、住民の要望に早急に応えるため、農道を初め用排水路や町道の整備、維持修繕に係る工事費、地域で頑張る土木事業費の補助金、生コンなどの原材料費として、平成 28 年度より 4,750 万円増の 9,100 万円を計上しております。以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

4 番（森正彦君）

当初予算は 65 億 2,436 万 5 千円ということで、前年度から 9 億 6 千万減少しておるということでございます。28 年度に多くの大きな事業が終了しまして、今回、この 65 億台の予算となりました。このあたりが通常の規模ではないかと思いますが、予算規模の捉え方、

予算編成の中で苦労したこと、あるいは特徴的なことを、どういったことでしょうか、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（横山覚君）

基本的には、町民生活が円滑に回るような予算立てをしております。実際のところ、去年、今年度、28年度に行っております大きな事業が減ったことで、この65億という格好になっております。また、過去10年間ぐらいの予算ベースを見てみますと、平均しましても65億をちょっと切るというぐらいですので、前年ベースに戻ったというところがございます。

特徴につきましては、先ほど言いましたちょっと大型、今回の予算の中でも大きなものを先ほど紹介をさせていただきました。よろしくどうぞ申し上げます。

4番（森正彦君）

12月定例会です、平成29年度の予算編成を質問した際の答弁です、町としての住宅政策を1つのテーマとして取り組むとありますが、その中身はどういうことなのでしょう、お伺いしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

住宅政策でございますが、この住宅政策につきましては、平成29年度の予算編成をくくるときにおきまして、町長のほうから新たに総務課に対して指示がございました。

町としての住宅政策を検討して計画としてまとめること、ということなんですけれども、今、町営住宅、これの長寿命化もやってますけれども、100年をもたせることを目指すための維持管理事業となります住宅の内部の、内装の改修事業、こういうふうなものをしまして、快適な住宅をつくり上げていくというものです。

もう1つは、地域有料賃貸住宅の建設または住宅取得に対する奨励制度、こういうものを検討しまして町内在住者はもとより、若者や子育て世帯、またUターンや移住などの新たに転入してくる方に対して、より多くの人に佐川に住んでもらうため宅地や住宅の確保がしやすくなるような取り組みを進めていこうとするものです。よろしくどうぞ申し上げます。

4番（森正彦君）

1つは、町営住宅のリフォーム、その町営住宅対策、100年もた

すような町営住宅対策と、一般町民あるいはUターン、移住者向けの宅地住宅の確保、その2点でしょうか。ちょっとそのあたり。

町長（堀見和道君）

御質問ありがとうございます。私から、平成29年度に総務課に期待をしていることが、住宅政策を考え提案をすること、まとめること、ということにしております。まだ何も決まっているわけではございません。

ただ、町営住宅に関しましては、鉄筋コンクリート造の町営住宅があります。耐震性は全く問題ありませんので、鉄筋コンクリート造の建物であれば、大切に使用すれば100年は十分使えるものであります。ただ、住宅の設備等、給排水を含めてですね100年はもちまけませんので、適宜維持管理をしていく、修繕をしていく、その計画を立てていきたいと思います。それも長期的な視点で、どのような計画を立ててお金の使い方をするかということをしつかりと総務課で考えて提案をしてくださいと。まだ、現時点で住宅政策として決まっているものはございませんので、来年度、29年度、一生懸命総務課のほうで考えて提言書としてまとめてくれということをお願いをしておりますので、御理解をください。以上です。

4番（森正彦君）

わかりました。確かにそのようにして修繕しながら使っていけば、非常によいと思います。

もう1つの、そのUターン移住、そういった人への宅地や住宅の確保というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。それも具体的に何も決まっておられません。それを29年度、来年度考えて提言をください、町としての住宅政策としてまとめなさいという指示を出しておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。以上です。

4番（森正彦君）

何か、9月定例会でそういうお話がございましたので、予算見てもなかなかそういった面が見られなかったもので、今回質問させていただいたわけでございます。大きなことですので、29年度じっくり考え、まとめていただいたらよろしいかと思っております。大変重要なことでもありますので。

次には、ふるさと教育を抜本的に見直すということを12月議会

で言われてますが、目指すものとその内容はいかがでしょうか、お伺いします。

教育長（川井正一君）

それでは私のほうから、ふるさと教育についてお答え申し上げます。まず、ふるさと教育の目指すものでございますが、1つには、第1期の佐川町教育振興基本計画がございます。その中で、目指す方向性としては、佐川を知り、佐川で楽しみ、佐川で育ち、佐川で愛する子供を育てる、これをテーマに本年度まで取り組んでまいりました。

そういった流れを受けて、現在、来年度からの第2期教育振興基本計画を策定中でございます。この3月末には計画が策定できる予定で進めておるんですが。その中でも、引き続き町の総合計画にもふるさと教育というのは掲げられておりますので、今、案として考えておりますのは、佐川の歴史、文化や豊かな自然、産業など郷土のよさを学ぶことを通じて、ふるさとに学び、ふるさととつながり、ふるさとを大切にする子供を育てる。基本的に第1期と大きな変更はございませんが、表現に若干違いがございますが、基本的スタンスはこういったことを通じて子供たちが将来、佐川に貢献できる、そういった子供たちに育ててほしいなあと。佐川を豊かにする、そういったふるさと教育を進めていきたいというふうに考えております。

現在、ふるさと教育につきましては、町内各小中学校で取り組んでおります総合的な学習の時間であったり、各教科で地域学習、そういったものやっておりますが、そういったふるさと教育を、来年度からは、各学校で体系的にまとめてくださいということを各学校にお願いしております。ふるさと教育をいろんな教科でやっておる、それがしっかりつながっている、それを形として体系的にまとめて、それぞれの学校ごとに特色ある取り組みが当然出てまいりますので、地域とのつながりが深い学校、また余りそう地域性という面で若干弱い学校、さまざまございます。そういったことを踏まえて、それぞれの学校で体系的にとにかくふるさと教育を進めていく、そういったことを考えて、来年度からやってくださいということを各校長先生には校長会等を通じて話をしております。

それが、取り組みの基本的な方向ということになります。そこでまた来年度の具体的な事業ということになるんですが、先ほど申し

ましたように、各学校でいろんな教科等で取り組んでおりますのは、特に新たな予算立てというものはございません。それぞれの学校の管理費であったり、学校支援地域本部事業、そういったものを活用してふるさと教育に取り組む。特に来年度は、全部の小中学校で、町長の行政報告でもさせていただきましたが、学校支援地域本部事業に取り組むようになりましたので、そういった中で地域の力もお借りしながらふるさと教育を進めていきたいと考えております。

また一方、子供たちにはそういうことでやるんですが、今度、一方教える側の教員が佐川のことを十分知らないのと、これはまた一方通行になってしまう恐れもありますので、まず1つは、ふるさと教育とはどういったものか、そういった視点で教職員研修をやるようにしております。

そしてもう1つは、毎年佐川町に初めて来られる先生もおります。そういった新・転入の教職員を対象に、夏休みに、佐川町の上町地区を中心に見ていただいて、佐川の歴史、文化的遺産はこういったものがありますよ、とそういったことを中心に勉強していただく。それが2点目でございます。

そしてもう1つは、こういったふるさと教育に、先進的に取り組んでいる地域が、県外にもたくさんございます。そういった中で、ふるさと教育の先進地をしっかりと勉強してきてもらおうということで、校長先生方に、そういった先進地視察研修、そういった予算も取らせていただいております。そういったことで、事業名としては、地域ぐるみふるさと教育推進事業として、教職員向けに取り組むをします。そういった2本立てで進めることとしております。以上でございます。

#### 4番（森正彦君）

わかりました。特にそのふるさと教育の時間を設ける、その時間を特に、そういう特別に設定してということではなくって、従来の学習の中で、体系的にまとめてやっていくと。そういったことでございますか。でしょうか。

#### 教育長（川井正一君）

ふるさと教育言うたら、うんと幅広うございます。国語の時間でもできる部分もございます。そしてメインは、例えば社会科とかそういったことでもあるんですが。一方総合的な学習の時間というのが、年間30時間近く各学校にあらうかと思えます。そういった中

で、しっかりとふるさとを勉強するふるさと学習を総合学習の中に位置づけをしてやっていくということでございます。

例えば、今取り組んでおりますので1つ例を挙げますと、例えば、佐川中学校なんかでは、その総合的な学習の時間において、まず1年生は地域を知る、佐川を学び佐川を知る、これを基本的に勉強する、それが1年生です。そして2年生、3年生になりますと、そういった地域を学んだことを今度はもう少し深く勉強して、今度は自分たちから、学んだことを発信する。佐川の地域のよさ、あるいは一歩進んで、こうしたらよくなるんじゃないかというそういった提言、そういったことを含めて、2年、3年になれば、一歩進んだような取り組みをしていくと。そういったことでやっておりますので、ただ単に地域を知るだけではなく、地域を知ることを通じてさらに子供たちが、地域がよくなるためにはどうしたらええのか、そういったことも考えていただく、そういった取り組みもしております。以上でございます。

#### 4番（森正彦君）

近ごろの小学生は、ほんと授業時間数が増えてまして、昔だったら、参観日があったら昼までで終わりとかいうことでしたが、今は5時間6時間みっちりやるということで、時間が少ない中でどうするのかあとということを思っておりましたが、そういうことでやっていくということであれば、いいんじゃないかなあと。非常にいいことだと思いますので、ぜひとも進めていただいて、郷土を愛する子供たちを、あるいは誇りに思う子供たちを育てていただきたいと思います。

次に、ブランディング戦略というのが12月定例会でありました。そのブランディング戦略というのは、内容はこういったものでしょうか。お願いします。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町のブランディング戦略について、目指しているものとは具体的にどのようなことがあるかを御説明させていただきます。

まず、ブランディング戦略とは、端的に申し上げますと、パブリックイメージの確立ということであります。ただし、その場合にです、ね何々の町、例えばですね、コスモスの町でありますとか、トマトの町とか、そういった1点集中型のブランディングから、一歩踏

み出した形を取るようには考えております。

佐川町のようにですね、多様性があり重層的な町の場合に、1つのイメージに固定されることは、長い目で見ますとデメリットのほうが大きいと思いますので、歴史、文化はもちろん植物、自然、また少しおとなしい人柄といったような、形にできないものなどを表現していきたいとも考えております。

現在進めております佐川町第5次総合計画の「チームさかわ まじめに、おもしろく。」のビジョンワードを設定し、チーム佐川として町の一体感を醸成し、町外の方からは、まとまりがあり仲のいいチームワークのいい町という印象を与えることもできると考えております。

そして29年度の事業につきましてはですね、ことしの年度初めより「まじめに、おもしろい365日」というホームページを立ち上げておまして、ありのままの佐川町、またイベントや観光などに特化しない日常の佐川町を情報発信しております。また植物をテーマにした情報発信をすべく、今現在、準備中でありまして、来年度以降にまるごと植物園としての情報発信もしていきたい。また、さかわ発明ラボのウェブサイトの運営も計画をしているところでございます。以上です。

#### 4番（森正彦君）

わかったような、わからんような感じでございますけれども、パブリックイメージの確立ということで、一つのイメージにとらわれないということをおっしゃられました。具体的には、29年度、「まじめに、おもしろく。」と、それから「佐川まるごと植物園」それと「発明ラボ」、このあたりのものを外に発信していくというようなことが重立ったことで、その中でイメージを出していくと、そういうことでしょうか。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

先ほど私が申しました3点につきまして、29年度から情報発信をしていくというような形をとらせていただいております。

#### 4番（森正彦君）

その3点ということで、その3点の中から佐川の町のイメージが生まれてくるということなんですね。経過を見させていただきたいと思います。

予算について、今後、歳入の減少が予測されるようですが、12月

議会で総務課長が事業の再構築を行い、財源不足を基金の繰り入れに依存しない、収支が均衡し安定した財政運営を確立するため、さらなる行財政改革に取り組んでいきたいと言われましたが、事業の再編、再構築、そして行政改革、その具体的な内容をお聞かせください。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。本年度や来年度、29年度の予算組みをするにおきましては、少子高齢化社会への進行によります扶助費や介護や後期高齢者医療などの保険会計の操出金、また社会保険関係費が増加しまして財源不足が見込まれる厳しい財政状況が常態するということを踏まえまして、課員各職員には、限りある財源を最大限に有効活用すること、そして創意工夫のもと予算編成に当たることというふうな指示をさせてもらいました。

今後におきましても、先ほど森議員も言われましたとおり、財源不足を基金に依存しない、収支が均衡し安定した財政運営を確立するために、小さいことから事務事業の見直しを進め、全ての事務事業を優先度を各課で必ず厳しく点検し、経常経費の削減、それから使用料とか手数料の見直しも念頭に置いて、税の徴収強化等による歳入確保を図るなど、そういうことで行政改革の取り組みを進めまして、財政基盤の強化に努めていきたいと。基本的には予算要求をするときに、各課でこういうふうな取り組みを行って予算要求をして、それを予算編成をして、今の予算に組み上げてきたということになっております。よろしく願いいたします。

4番（森正彦君）

本年度の基金からの繰り入れ、4億何ぼでしたか、ちょっとはつきりはしませんが、この程度っていうのはどの、適正というかこの程度なら将来的にはそれほど問題ではないという規模なんでしょうか、そのあたりいかがでしょう。

総務課長（横山覚君）

基本的に佐川町の財政規模が42億ぐらいでございまして、その20%ぐらい、8億ぐらいが、言われますのは基金であればいいというふうに言われてます。今、今回29年度で基金を繰り出しして、あと残る、予想してますのが32億ぐらいですので、まだ今のところです、佐川町におきましては、基金のほうはまだ潤沢とは言えないかもわかりませんが、一応あるというふうに考えております。

#### 4 番（森正彦君）

私も、この程度ならというふうな感覚を持っておりましたが、できるだけ取り崩しを少なくしてですね、しかし、効率的な予算執行ができるようになったらいいかとも思います。

予算規模が、今後、縮小が予測されるということが言われております。先ほど言いましたが、限られた予算をどう効率するかということですね、住民との協働が非常に重要なポイントとなると思います。この協働をどのように進めていくかをお聞かせください。

ちょっと、すみません。もう続けて、同じようなことを続けますので、申しわけありません。

住民との協働、これを進めることにより、予算規模は減少してもですね、佐川町の底力で減少を感じさせない町政が執行できるのではないかと私は思っておるわけでございます。この協働ということは、第4次総合計画のときからうたわれてまして、今回の第5次総合計画でもうたわれています。協働ということはどう進めていくかを具体的に、真剣に考える必要があるかと思えます。

協働、この協働がどのぐらい進んだということではありますが、行政報告の中にもそういった部分がありましてですね、「今、町内のいろいろな地域で、またいろいろな分野でチーム佐川の活躍が広がっています」とあって、ずっとあるわけでございますが、この中でですね、私も、例えばくろがねの会が出ております。このくろがねの会なくしては佐川町の観光はなかなか成り立たないというような現状もあるかと思えます。

それから牧野公園。来られたお客さんがですね、五台山の本家よりこっちのほうが好きだ、というお客さんがおりまして、本当にこの現在の牧野公園を、本当に言ってました、絶賛してくれたと。これが1回や2回やないようでございます。今行きますとですね、バカオウレンの群落が本当に見事です。それから、公園もきれいに整備されて、今だったら福寿草も咲いておりますし、これから桜、ツツジと順番に花が見られるわけでございます。これらにつきましてはチーム田村あるいははなもりC—L O V E、こういった皆さんの住民の力で、あこまでの成果を上げることが私はできておると思えます。

これは、協働の大きな成果だなあと思えます。このチーム田村あるいははなもりC—L O V Eの皆さんは、自分がやりたい、やりた

くってやりゆう、楽しい、そういう姿が本当にありありでございます。

また、きのうは斗賀野で女子会がバザールをやりました。買いに来る人が楽しむこともあります、また出店している人たちですね、日ごろ自分がつくったものをですね、売るといって見てもらう、発表する、本当に楽しく笑顔でですね、開催しておられました。出し物の音楽も全て佐川の人たちでございました。

またですね、本当に少し長くなりますが、地域農業に関して、今度、地域農業について青年農業士や新規就農者あるいは関係機関で話し合いをしようやということで、会をすることにもなっています。これは、町をよくしたいと思う思いからだったと思います。これも農業部門での協働になるかと思えます。

それとですね、先ほどの女子会、催し物、昔ながらの七夕祭りもやっておりますが、今度はですね、健康づくり、そういったことにも取り組もうやとか言っております。そういうことになるとですね、やっぱり福祉との協働もでてくると。受診率の向上にもつながっていく。町民の健康増進ということにもつながっていく。これも大きな協働。本当にそれなんかは、町長の言う自分ごととして、やっぱり健康でなければいけない。自分たちは楽しく暮らしたい。自分たちが参加しよう、という大きな意思がでてきておる。意識が出てきておるといふうに感ずるわけでございます。

また、尾川地区の活性化協議会の皆さんなんか、非常に尾川を誇りに思い、自信を持って活躍されております。黒岩についても、いきいき応援隊の皆さんが頑張られて、そして保育園を建てるときなんかは「木を切って残そうや」あるいは集落活動センターの壁を「みんなで作ろうや」とかね。すばらしいと思います。加茂についても、本当に「みんなで作ろうや」という雰囲気はどんどん沸き上がってきておまして、佐川地区におきまして、ゆめまちランドの皆さんなんか、ほんと顔が生き生きして「やっとなんかの出番が来たぞ」みたいな感じで頑張られております。本当にこの近年、佐川では、住民との協働が進んだということがうかがえるわけです。

少し長くなりましたけれども、そのようにしてですね、協働を進めていくには、ともに手を携える組織が必要だと思えます。今後ですね、今後と言いますか 28 年度、29 年度で 4 カ所に集落活動セン

ターができて、集落支援員も配置される予定であります。そういった拠点を中心に組織の育成強化を図って、みんなが力を合わせることはですね、佐川の町の底力を出していくことができる。厳しい財政の中でも今までと変わらない町の運営ができるのではないかと思います。

こういうやり方、非常にこう、みんながそれが大事だよということを感じて、組織、組織がないとやっぱり成果はやっぱり上がりませんので、組織育成っていうのが、協働を進めていく上では、組織育成というのが大事だと思います。

そういった点で本当にこの集落活動センターあるいは集落支援員の配置、非常に、地域で活動する者にとってはありがたいですし、町のほうもいいことじゃないかと思います。そういったその協働といったこと、今申し上げたことに関しまして、町長さん、どのように思われておるかお伺いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。森議員がおっしゃったとおりそのまま全てでございます。本当にありがたいことだなあというふうに思います。ここまでずっと長い年月かけて築き上げられてきた組織の活動もありますし、新しく始まろうとしている組織もありますし、来年度から新しく始まるものもあります。それぞれ、やはり助け合っていますね、つながりあってそれぞれのチーム佐川として活躍をしていただけることを期待をしております。

チーム組織づくりの中で、組織の中で一番大切なことは、やはり、個人的にはリーダーの思い、リーダーがどのようにチームをまとめていくのか、組織をまとめていくのか、この部分が実は大切ではないかなあというふうに思っております、それぞれの組織の素晴らしいリーダーがいらっしゃいます。またそのリーダーが次につながる後継者を育てていただいて、長く長く組織としてチームとして存続をして継続できるように、ぜひ、それぞれの地域、組織で運営をしていただければなあというふうに思いますし、そこの部分で行政としても一緒になって考えること、取り組むことがあれば、ぜひ前向きに取り組んでいきたいとそのように考えております。以上です。

4番（森正彦君）

第4次総合計画では、役場の底力、職員の底力、住民の底力と、このみんなで底力を出して、困難な時代に立ち向かっていこうとい

うことがありました。まさにこの底力が順番に出てきゆうんじやないかなあというふうに感じます。今後とも、みんなで力を合わせてまちづくりを進めていきたいと思えます。

次に、地方創生事業についてお伺いします。

地方創生事業は、3年計画で事業を実施していますが、29年度の事業項目と内容、そして予算の総額をお伺いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。地方創生事業につきましての来年度につきましては、拠点整備の交付金の繰り越しとして斗賀野地区の集落活動センター整備事業、また推進交付金の2年目としまして、引き続き自伐型林業とものづくり事業の推進を実施し、あわせてブランディング事業にも取り組むこととしております。

予算規模と言いますか、交付金の金額につきましては、まず29年度としまして、斗賀野地区の集落活動センター整備事業の交付金です、6,489万7千円となっております。そして、金額は変わりませんが、内容、ちょっと変更があるかもわかりません。事業内容について。これはですね、自伐型林業を核とした雇用創出と地域活性化事業について、1,550万円の交付金があることとなっております。以上です。

4番（森正彦君）

28年度へ戻りますが、28年度の事業の成果というものを伺いたしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

すみません森議員、先ほどの集落活動センターの斗賀野地区のあれにつきましては、28年度から29年度の繰越事業となっておりますので、加えて説明させていただきます。

28年度の成果につきましては、まず自伐型林業につきましては、研修とか町有林の間伐、森林管理システムの導入、森林ICTプラットフォームなどの整備を活用しまして雇用にもつながっておりますし、ものづくりの事業におきましてはデジタルファブリケーションの活用や、さかわ発明ラボにおきましても、ワークショップの開催、ベンチづくり、また学校教育との連携なども実施し、来年度からはですね、ラボにおきましても一般公開とすることと予定をしております。そして、広域連携事業としまして、西佐川駅の耐震改

修工事の完成、また小さな拠点づくりとしましては、先ほど申しましたが、斗賀野地区集落活動センター整備事業の実施中、繰り越して実施とすることとなっておりますが、成果は十分にあっておると確信しております。

#### 4 番（森正彦君）

3年計画で成果を数値目標で評価しなければならないと思いますが、進捗度合い、見通しはいかがでしょうか。ちょっと難しいかもしれませんが。また、佐川まち・ひと・しごと創生推進会議で、地方創生総合戦略における人口予測について、平成27年度国勢調査の結果を踏まえての現状報告をしたとありましたが、その内容もお伺いします。

#### チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

進捗状況につきましては、先ほど、成果でもお答えさせていただきましたが、自伐型につきましては、ICTプラットフォームの整備なども行ってございまして、現在も雇用につなげることで事業展開しておりますし、ものづくり事業におきましても発明ラボにおきましてデジタルファブリケーションを活用してベンチづくりとかスプーンづくりをしておりますし、学校教育との連携もして取り組んでおります。

人口問題につきましては、この前の推進会議で御説明をさせていただきましたが、ちょっとすみません、今、資料を持って来てないので詳細についてはちょっとお答えはできませんが、また、資料として説明させていただきたいと思います。

#### 4 番（森正彦君）

また教えていただきたいと思います。地方創生といったものは一朝一夕にでき上がるものではありませんので、第5次総合計画を基本として目標を持って取り組んでいくことが肝要かと思います。ともに進んで行きたいと思います。よろしく申し上げます。今回ちょっと、確認の意味で質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

地域農業の担い手が高齢化し、リタイアする人が増加しています。特に、ここへ来て、稲作からの撤退が増加し、その後の農地を耕作する人がいなくて困っているという状況が多く見られます。またハウス園芸でも、一時はブランドとなっていたとかのイチゴも現在では3戸が栽培するのみとなっております。一方、ニラの栽培では大規

模経営で成果を上げている農家も多くいますし、若手の新規就農者もあり、希望の光も差しています。また集落営農で頑張っているところもあります。

しかし、現状の取り組みのままでは今後、地域農業の衰退は目に見えています。家族経営では広い農地をカバーし、農業生産を拡大することは困難ではないかと思えます。斗賀野にも集落営農の組織がありますが、なかなか難しいところもあります。

そんな中、日高に、イチネンホールディングスという自動車リースなどの総合企業が次世代型のハウス3棟、約2ヘクタールを新設して、ミニトマトの生産に乗り出すというニュースがありました。これは県の仲介で約1年前から進めていたようです。8人の常時雇用と20人ぐらいのパート雇用を予定しているとのことでした。

先ほども言いましたが、もう農業、農地の維持は個別経営体では限界があり、この際企業誘致をして大規模な企業的農業経営の模範事例を示すことで、地域農業の新しい展開が見えてくるのではないかと思えます。農業生産を行う企業誘致を積極的にしてみてもどうかと思えますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。農業参入の企業誘致につきまして、高知県のほうでは地域活性化に資する新たな施策として位置づけておりました。県内企業の新分野への進出を促したり、全国から農業分野に進出意向のある有力な企業に対して誘致活動を展開するなど、農業の振興と雇用機会の創出につながるような施策を推進しております。

県内では、複数の市町村におきまして、先ほど議員おっしゃられましたように日高村とか、あと南国市、安芸市のように企業進出が進んでおります。また企業が農業へ参入する場合の課題としましては、作物に適した広くまとまった農地の確保や、農業者、JAなど、関係団体との連携等が必要不可欠であるとお聞きをしております。

佐川町内にある農地では、耕作されていない広くまとまった面積の圃場がないことや、基盤整備をする予定がないことから、現在は町内への企業誘致には至ってはおりません。企業の農業参入についての具体的な相談等がありましたら、産地拡大につなげる一つの手段としまして、地域の農業者や普及所、JAなどの関係機関と協議を重ねていく必要があると考えております。

#### 4 番（森正彦君）

調べてみますとですね、日高へ進出する会社は最初、県外で土地を探していたようでございます。広い面積がまとまって欲しかったようでございます。広い面積、先ほど、耕作してない広い面積が欲しいということでしたが、日高は多分そうではない。耕作しておるところへ誘致したと思います。そういうことにすると、佐川にも可能性があったかもということでございます。県も、次世代園芸団地の推進をしています。佐川町が企業誘致の積極的な姿勢を示しておれば、今後進出してくれる企業もあるかもしれません。企業誘致へのですね体制を整えるべきだと思います。

なお、土地の関係ですが、今ハウスへの土地の賃貸料はですね、10アール当たり大体5万円程度賃借料ですか、だと聞いております。5万円程度。これは上手に米をつくっておったときの所得と同じです。貸したほうがまし、いう空気も広がっています。農地中間管理機構に貸し出して農地を整備する方法もあります。農地中間管理機構が整備をしてくれます。あと条件はつきますが。

外向いての情報収集と、内向きには対象となりそうな場所の選定とも目星をつけておく必要があるのではないかと思います。体制を整えるべき、それから場所的なこと、およそ頭に入れておいて準備しておく、そういったことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### 産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。広くまとまった圃場を確保していくということは大変重要なことで、今後も農地の集約には一生懸命取り組んでいく必要があると考えております。

今、町としまして一番に取り組んでおりますのは、農業の担い手を増やす、そのために特に新しい担い手を確保していくということを考えております。現在、青年就農給付金を給付している方で、今年度2名の方がピーマン、ショウガで新規就農をされました。また、来年度も2名の方が新規就農される予定であります。

こういった支援を継続する取り組みによりまして、新たな農業の担い手を増やしていきたいと考えております。また、そのほか4名の方から、現在、就農についての相談を受けているところであります。広くまとまった圃場を確保していくということは、こういった新規就農者の方への支援にもなりますし、また現在の担い手の方へ

規模拡大への支援にもなると考えております。

こういった取り組みを重点的に進めていく中で、企業の農業参入の具体的なお話などがありましたら、関係機関と協議を重ねて検討を進めていく必要があると考えております。広くまとまった圃場を確保していくということは、大変重要ということをお認識しております。

#### 4 番（森正彦君）

本当に、新規就農者も何人かおいでということ、うれしい限りでございます。先ほどから言ってますが、しかしなかなか個別経営体では広い農地をカバーできてない。あるいは土地利用型の作物の導入もしていかなければならない。やっぱりこれからは、個別経営、家族経営、そういった経営体プラスやっぱり企業の誘致あるいは企業的というか法人を設立して広い面積をカバーしていくと、そういったことが非常に必要になってこようかと思えます。そういったことは今後、先ほど、前の質問で言いましたが、みんなで協議しながらですね、体制を整えていくということが必要だと思います。役場も1歩踏み出して、地域の人と話して、今の課題を十分認識して対処していく、体制を整えて対処していくということが必要だと思います。

この農業の企業誘致について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

#### 町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。農業における企業誘致も大切な一つの産業振興の手立てだというふうに思っております。会社名は言えませんが、5千坪クラスの農地がありませんかという話が2年ほど前に実はありました。パプリカをつくりたいという話がありまして、JAにも声をかけていろいろ探しましたが、なかなかいい場所がなかったということも現実としてありました。それは佐川町に限ったことではなくって、県外も含めて農地を探している企業でしたので、いい話として今まとまっておられませんけども、大切なことだというふうに思っております。

佐川町としても、当然、アンテナは高く張ってですね、受け入れられる準備をしておきたいなというふうには思っております。これからは前向きに、いろいろな角度で、いろいろなチャンネルを持って進めていきたいと考えておりますので、また御支援をいただければ

ばと、そのように思います。以上です。

#### 4 番（森正彦君）

本当に今、農業は曲がり角っていうことは、随分昔から言われていますが、本当の曲がり角が来たというふうに感じております。どうかよろしくをお願いします。

次に、成人の引きこもりについてお伺いします。

成人の引きこもりが増加していると言われております。佐川町における成人の引きこもりの現状ですが、18 歳以上の人数はどう把握、何人ぐらいいるかということはどう把握されているのでしょうか。また現状の対策はどのようにされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

#### 健康福祉課長（岡崎省治君）

森議員の御質問にお答えいたします。まず成人の方の引きこもりの現状ですけれども、健康福祉課においては、現状、佐川町全体です、引きこもりと思われる状態にある方についての実態調査というものを行っていませんので、数字的な把握ができておりません。

個別の対応につきましては、それぞれ、例えば民生委員さんであったり、あるいは社会福祉協議会であったり、あるいは地域支援ネットワークであったり、そういったところと連携をとってですね、個別のケースといいますか、個別の方の対応は健康福祉課であれば担当保健師が訪問に行ったり、いろいろ社会的なところへつないだりというふうなことでの支援をしています。

なかなかですね、この引きこもりっていうのも現状どういうふうに対応していくかというのは、健康福祉課としてもですね、対応に苦慮しております。

例えば、50 歳、60 歳台です、引きこもりの状態でさまざまな機関からつながれることがありますけれども、そういった場合には、なかなかとれる対応というのは限定、どうしてもされていきます。就労につながるというのはなかなか大変です。そういったところに行かないように、どういうふうにしていくということについては、例えば教育委員会とですね、例えば、学校に在籍中の不登校の問題であったり、そういった方々の家庭へ、どういうふうに入っていくか、社会に出てから社会とのつながりが途絶えないように、どういうふうにしていくかというのは、今後、検討していく課題であろうと思っておりますけれども、なかなか具体的にどういうふうに進めていくかとい

うのは、現状、対応策としてはいいものがないというところが現状です。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

私のほうからですね、引きこもり状態にある方についてちょっとお答えをさせていただきます。現在ですね、地域支援ネットワーク等で見守りを続けておる方、これ、10代、20代の方に限ってですがけれども、義務教育終了後にですね、引きこもり状態であって支援が必要である方がですね、20代で9名、10代で2名の方を把握しております。以上です。

4番（森正彦君）

ありがとうございます。18歳から39歳までが青年の引きこもりで、教育委員会が担当。そこから上は健康福祉課が担当と、そんなことになるのでしょうか。

教育次長（吉野広昭君）

すみません、先ほど申し上げましたのはですね、10代から20代で、これまでにですね、地域支援ネットワークで支援を行ってた方ですので、30代の方はですね、先ほど申し上げました、お答え申し上げました数値には入ってません。10代と20代の方です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。対応といたしましては、年齢で区別をしているわけではございません。ですので、ただまあ未成年の方については学校の対応がございますので、そちらの現場の学校の先生であるとか教育委員会、地域支援ネットワーク等が主になって対応していると。社会に出てからについては、そういった学校関連のつながりというのがなかなかないので、健康福祉課のほうで主に対応していくということになるろうかと思えます。

4番（森正彦君）

成人の引きこもりは、近年、増加の傾向にあるようでございまして、家にずっと閉じこもって仕事もしない、友だちもいない、親に頼りひとり立ちできない、本人も家族も本当につらいことだと思います。人生に希望も持てずに社会参加もできない。これは社会にとっても大きな損失だと思います。何とか手を差し伸べ、ひとり立ちができるようにしたいものだと思います。

現在、社会福祉協議会の安心生活支援センターが、引きこもりの青年をドライブに誘って出かけたりしているようです。最初はなか

なか出たがらなかつたようでございますが、2回目からは出かけられるようになったようです。こんなことを糸口にして友だちを見つけて、外へ出れるようになればとの思いで支援をしているようでございます。が、なかなか自立就労への道のりは険しいそうです。

この引きこもりの中には、不登校からそのまま引きこもりになる例も多いようです。やはり年齢の低い時期からの対応が必要であると思います。

昨日の行政報告の中に、学校で、自己有用感を育む、自己有用感を育む取り組みをしていくとありました。まさにその自己有用感を育む教育を、小学校あるいは保育段階から育むことが不登校や青年、成人の引きこもり対策の有効な対策の1つだと思います。

この不登校からの引きこもり、その関連、あると思いますが、どのように捉えているか、お伺いしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。議員御指摘のとおりですね、一般的にはですね、不登校、繰り返したりですね、長期化しやすいということが言われております。不登校がですね、結局、将来的な引きこもりにですね、つながるという例もですね、少なくないと聞いております。

私どもとしましてはですね、不登校、まずはですね、将来引きこもりにつながる可能性のある不登校についてですね、現場の先生方とあわせてですね、不登校に至らないように心がけるということがですね、現在、考えておることです。以上です。

4番（森正彦君）

本当に、確かに不登校から引きこもりになる可能性っていうのが非常に高いと思いますので、早い段階でそうならないような手立てをしていきたいということではないかと思います。そういった手立てをとったとしてもですね、成人してから仕事や人間関係、病気や恋愛、結婚、離婚等で挫折をして引きこもる例もただあるようでございます。本当にこれは、なかなか難しい問題でございます。今回は、そういう問題で笑顔を見せられない町民も多くいる。そういう状況があるよ、と。

例えば、8050問題といいまして、50歳の息子が80歳の親の年金に頼って生活しているという例なんかも多くあるようでございます。このように、多くの町民の笑顔の陰でですね、ひっそり苦しん

でいる人々がいるということの問題提起としてさせていただくという程度です。本当に私も考えてみましたが、なかなか難しい。

それと、引きこもりは、家族も、あんまり外へそのことを出したくないということで、数もつかみにくい、実態もつかみにくい状況もあるようでございます。しかし、そういう問題があるということの問題提起でございます。

突然ですが、町長、この問題をどのように思われますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。住民全ての方が自分のことを大切に思って幸せな生活が送られるならという思いは同じであります。大変難しい問題ではありますけども、一つ一つ、今丁寧に対応をさせていただいておりますので、それを継続して取り組んでいくと。地域で支えていく。御近所で支えていく。そういうことができればいいなあというふうに思います。大変大切な問題だというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。以上です。

4番（森正彦君）

どうもありがとうございました。本当にみんなでね、少しでも笑顔が増えていくようにしたいものでございます。

最後の質問になります。

仁淀ブルー観光協議会が、陣容を充実し西佐川駅に事務所を構えスタートしました。仁淀川流域が美しい仁淀川の流れとともに美しい自然やそこに暮らす人々の文化があり、多くの人々に訪れていただきたいと思っているところでございます。

そこでひとつ提案ですが、仁淀川マラソンを開催してはどうでしょうか。今、マラソンは大変人気があります。インターネットの申し込みの場合が多いですが、ほとんどすぐに定員をオーバーする状況でありまして、2千人や3千人はすぐに集まるようでございます。

東京マラソン、これ、もう当然、抽選でなかなか当たらない。愛媛マラソンも抽選となっております。四国には、愛媛マラソン、高知龍馬マラソン、徳島マラソン、全てが参加者が1万人を超えています。また岡山のほうの岡山マラソンはですね、おととしから始めてもう1万人を超しておるといような状況です。

そこでですね、仁淀ブルーは今や全国レベルの知名度となっておりますので、そこでひとつ、今人気のマラソン大会を実施してみても

どうかという提案です。佐川町が直接実施できるものではありませんので、協議会に提案してみてもということです。いかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。森議員のおっしゃいますとおり、マラソンにつきましては、大変人気が高くですね、多くの集客が望めるイベントの1つでもあります。観光の面からも、観光客の増加やお土産物の販売、観光地への周遊促進など、大きな経済効果があると認識はしております。

先日ですね、開催されました、森議員も参加をし完走したと聞いております高知龍馬マラソンもですね、約1万人の参加者がありまして、その内約50%が県外ランナーであるという報道もあっております。

森議員のおっしゃる仁淀川マラソンは、仁淀川の知名度を上げる点においても効果があるとは思っております。一方で、運営には大変なコストと時間がかかるということから、事業実施に向けた体制をしっかりとしたものにする必要があります、そうした点から言いますと、仁淀ブルー観光協会が主体的となって実施することはなかなか困難ではないかとも思っております。

仁淀ブルー観光協会の最重要業務はですね、観光客の誘致でありまして、市町村単独では難しい、旅行エージェントへの営業とか、ツアー造成など、専門知識を持った職員が企画を運営する事業が主であります。

広域で実施する観光イベントにおきましては、仁淀ブルー観光協議会が事務局となることもありますが、マラソンのようなスポーツ大会の実施は、本来の業務のことを考えると、ちょっと難しいのではないかと考えております。

そしてこのマラソン大会を実施していくにはですね、流域の市町村また関係団体との連携や協力体制が必要となってきます。こういった仁淀川マラソンの開催という気運が高まっていけば、可能性もあるのではないかと考えております。

森議員のおっしゃる、開催してはという意見があるということは、仁淀ブルー観光協議会のほうにも伝えていきたいと思っております。以上です。

4番（森正彦君）

なかなか難しいということのようですが。やはり、広域であることの意義、それから難しいよってということじゃなくって、やっぱりそういう連携をとるっていうことが、この観光協議会の役割かなあと思ったりしておるところもあるわけです。そういったことをやることによって、観光協議会のですね、力が強まる。何かやっぱりイベント的なことをうたないと、やっぱり効果が上がりにくい。

このマラソン、先ほど課長が言われてましたが、龍馬マラソンも半分は県外からでございます。そして家族で来る人もおいでます。龍馬マラソンに岐阜県から来ていた女性はですね、前日に桂浜を見て、夜はカツオのたたき、それも塩たたきがおいしかったと言っていました。県外では絶対食べられない味だと思いますが。そしてマラソンの後は、何を食べようかなと言っていましたので、それはウツボの唐揚げを司牡丹の純米酒で飲んでみいやって言ったことでございますが。

走るだけでなく、観光もしていくのが普通でございます。本当に一気に2千人、3千人となれば、観光誘致の効果は私は絶対だと思います。町村の連携、そういった中で、大きな力を得てですね、流域住民の協力のもとやっていったらいいんじゃないかと。それから費用につきましてはね、ほとんど茂平マラソン、あるいは仁淀川くいしんぼマラソン、そういったものなんかはですね、参加費でペイをしておるわけです。それまでの準備については、なかなかそうもいかん部分があるかと思えますけれども。結構、2千円や3千円の負担金あるいは8千円、そういった負担金がかかりますので、経費の分は大きな出費はないというようなことでございます。

そのあたり、気運が盛り上がりたということでございますが、ひょっとしたら観光協議会のほうで気分が盛り上がってくれてもいいかなと思ったりしております。以上で、マラソンについては簡単ではないと私も理解していますが、協議会の検討をしていただくように、よろしくお願いします。これで、私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、7日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後2時20分

